

神武前記甲

日清政府照會
 大島公使赴任
 朝鮮援兵支那請
 日清兩國出兵通知
 朝鮮駐留帝國軍隊
 馬關集積場
 海外派遣軍隊部便物
 出而準備完成
 海軍陸戰隊入京城
 露國公使注意
 多士恩賜階級金章
 大島公使與日改革勸告
 日清政府往復書翰
 井上公使入韓勸告
 朝鮮國王詔勅
 天津赤十字社員來遊
 始末
 恆兵部設置
 清政府照會
 韓庚改革條項
 內務外務大臣訓令
 商務條例
 李鴻章書牘
 仁國宣教師應答
 金鷄憲章規程
 民族憲刑
 清民保護勅令
 移大本營于
 宮中
 開戰告廟
 高陞号美汶事
 件調查
 軍軍公債條例
 捕獲審檢令
 日清兩國民體格

洋学文庫
 文庫8
 J235

1
 公使 帛 國
 新改 詔 勅

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

朝鮮東洋の勢を盛るに付て天
津より李鴻章に我政府の関心昨來電
信を以て頻りに照會中なり

大山陸軍大臣は昨日午前十時川上春謀
長三好監軍史玉次官野田監督長寺を
官邸に招き談話をなしたり第五(廣島)
才六(熊本)兩師團へ電報を發し又沖繩地
回中の黒木才六師團長へも電報を發し
たり

政府の警備

朝鮮の事変に付我政府を警備

に加ふる模様始つて現つれり今より

五日程前のごとかりし 同日同上

運送船十艘の借上り政府は昨日郵
政會社に達し

同日

大島公使に俄に任地東京轉じ赴く

事あり今朝東京を去り

横濱賀之軍艦八重山に搭

真仁川の直航するなり

軍艦八重山を朝鮮事変に付

俄に仁川の直航する事あり昨日

横濱賀之に於て石炭糧食等

の積入に着手し本日大島公使の

来り搭乗するに待ちてし并發する事

大島公使は共十三軍艦八重山にて布衣
藤本部より將校数名朝鮮に赴く

同六日

同日同上
大島公使は昨日午後五時大島を去り
大島公使は昨日午後五時大島を去り

於奈の儀事も、様戻り、向け出奈、同
地を軍將入る、子組、仁川、向、
是、何れも各警察、不、投、
、中、上、公、使、
苗人民を保護、

八重山供只今(五町)一(七)出、

艦六、大鳥公使、六日、
電、

陸海西大臣の省令、六月七日、

新聞紙、
隊の進退及軍機、
本令、
唯治、
陸軍大臣、
同文、
海軍大臣、
支那兵、
支那米國其他の軍將、

仁川、

支那兵千五百上陸、

急電、

昨、水田町、
長文の電報、
省、
同、

朝鮮援兵ヲ支那ニ請ふ

六月八日、
東、
鮮、
援、
來、
備、
本、
三、
上、
一、

天津、

昨ハタノ事項ヲ掲載スル許リ得タリ
六月九日四時新報

朝鮮国内ノ内訌蜂起シ勢甚猖獗
ヲ極ム同国政府ハ力能ク之ヲ鎮壓
シ得ルノ状況ニ迫リテ依テ同国ニ在
ル本邦公使館及国民保護ノ為
軍隊ヲ派遣ス

兩國出兵ノ通知 同前

支那政府ヨリ朝鮮國へ出兵ニ
昔此程我國政府へ通知シ來リ
又我國政府ニテモ前項ノ如ク出
兵シタルニ何テハ直ニ支那政府へ其
趣ヲ通知シタリ

舟山ノ向ケ進發シテ支那兵ノ將校ハ投書
善志越兵兵更ニ成リテ民士舟山ノ上陸セ
ル

大山陸軍大臣ハ午後五時津浦五師團長
及ハ大嶋九旅團長へ電報ヲ發シテ中
昨午六時西師海軍大臣ハ方城吳鎮守府
長官へ電報ヲ發シテ中

陸海軍兩省ハ昨日ハ半休ニ
本日ノ日曜モ休ムルハ執務セリ

六月十一日 廣嶋發 同前

福嶋中佐 一戸少佐ハ二兩日前共ニ此發

六月十一日 仁川發

大島公使ノ一行一昨九日ヲ以テ當地

ニ着キ一日(早)爲メ上京城ト入リ

目下仁川港ニ碇泊セリ軍艦ハ
日本艦五隻ニ

在興 赤城 鳥海

教知所 八重山

朝鮮、派遣すべし。我、混成旅團ハ
去ル九日度、下宇田港、軍送、船、
乗込、出、航、す、仁川、港、上、陸、す、我、陸、兵、ハ、二、軍、
ヲ、分、ル、一、軍、ハ、仁、川、五、里、ノ、中、邦、人、民、保、護、
ノ、為、同、地、ニ、駐、一、軍、ハ、真、子、京、城、ト、向、テ、
進、軍、一、我、海、兵、ト、代、リ、公、使、館、及、五、里、我、
國、民、ノ、護、衛、ヲ、備、ス、ト、云、

馬関の集積場

兵站至破泊場司令部

野戦首破廠

集積倉庫

貨物廠

の、マ、チ、子、五、里、兵、站、至、破、泊、場、司、令、部、ト、シ、テ、
兵、士、ノ、供、用、ト、ス、ル、物、品、高、署、ノ、司、令、
野、戦、首、破、廠、ト、シ、テ、鉄、砲、ノ、配、布、法、
集、積、倉、庫、ハ、物、品、ノ、集、積、
貨、物、廠、ハ、貨、物、ノ、運、送、ト、関、ス、ル、事、柄、ヲ、
司、ス、ル、ト、云、

近衛歩兵才、縣藩首の、才、長、岡、外、史、兵、此、
程、出、發、朝、鮮、ト、赴、キ、ト、云、

勅令

朕、軍、急、ニ、要、ス、ト、認、メ、杞、岳、嶺、向、諮、詢、ヲ、
經、テ、中、國、憲、法、第、八、條、依、リ、海、外、派、遣、ノ、
軍、隊、軍、器、軍、衛、其、他、軍、人、軍、屬、ノ、関、ス、
邦、便、物、ノ、件、ヲ、裁、可、シ、茲、ニ、之、ヲ、公、布、セ、ル、

御名 御璽

明治十七年六月廿日 各大臣副署

戦時若、八、事、變、ニ、際、シ、海、外、派、遣、ス、ル、軍、隊、
軍、器、軍、衛、其、他、軍、人、軍、屬、ヨ、リ、發、ス、ル、邦、便、物、ハ、萬、
國、邦、便、條、約、ニ、依、リ、取、扱、ヲ、為、ス、ト、シ、テ、除、ク、外、軍、
軍、器、軍、衛、其、他、軍、人、軍、屬、ニ、於、テ、發、ス、ル、
前、項、ノ、軍、隊、軍、器、軍、衛、其、他、軍、人、軍、屬、ニ、於、テ、發、ス、ル、
邦、便、物、ハ、邦、便、稅、免、納、ノ、モ、ト、ニ、限、ル、未、納、稅、又、ハ、
不、足、稅、ト、シ、テ、ハ、美、出、入、ノ、課、金、ト、シ、テ、其、額、ノ、二、倍、ヲ、徵、

もの
 大島公使仁川入港の時目下及び伯等軍艦
 八六艘あり
 鎮守 大和 赤城の三艘ハ支那先隊ハ入
 港
 千代田 松嶋の二艘ハ八ヶ字先つて入
 港
 大島公使入港せり此外は清國軍艦四艘
 あり
 大島公使護衛隊 海軍陸戦隊
 入京人々
 揚子江艦隊至大隊長 海軍少佐 向山慎吉
 艦隊參謀 大尉 嶋村速雄
 大隊副官 大尉 中川藤次郎
 參謀 大尉 井上保
 中隊長 大尉 谷雅四郎
 同 大尉 仙頭武央
 同 (野砲) 大尉 名和入八郎
 軍医長 大尉 草野復人
 主計長 大尉 平井七三郎
 少隊長 大尉 布目満造
 同 大尉 小黒秀史
 同 (野砲) 大尉 兼子昌史
 同 大尉 奥田貞吉
 同 (野砲) 大尉 伊東満嘉記

同 大尉 若林 欽
 同 大尉 吉田増次郎
 鐵兵司令 大尉 川原繁太郎
 小隊長 大尉 藤木定吉
 海軍少軍医 大尉 宮川兵市
 同 大尉 根来祐春
 同 小主計 大尉 金井茂太郎
 同 大尉 小池越太郎
 野砲隊附 大尉 海軍少尉候補生 田中芳三郎
 平塚 保
 中隊附 大尉 押村庸茂
 信号旗 大尉 湯淺竹次郎
 傳令 大尉 田中安吉
 同 大尉 三橋吉次郎

六月廿四日 時正新報

清國ハ日朝の向て軍隊の撤去を請ふて止
 められ世凱ハ初め朝鮮政府を以て日本
 兵士の撤去を請ふるも之を同政府ハ不為の
 事ハ半年後ハヤ思ふ如く自前日進軍大
 島公使ヲ請ふる事あり自國ハ兵士ハ
 世凱ハ國子ヲ如く奉命を以てし

朝他國の如きもの人れハ急遽狼狽不きもの言
を以て他の代去を促すを請求の言れらるる
ハ素より不承なり。是に於ては李將軍ハ大
軍を以て北平の邊手段を以て一昨日
芝罘より天津に電報ハ本より五千の大軍を以
て北平の準備を急ぐ事と云ふことを行く。

清國政府の戒嚴

昨日清國政府の戒備を及ぼすことハ徒ら
に彼等の言ふ如き頃日ハ清國政府ハ
戒嚴の令を發し、北平に於て我國の戒嚴令
ハ趣き異なり、唯我軍の準備を急ぐ
事と云ふを命じ、是までの事と云ふ。

露國公使の忠告 六月廿二日の上

三 朝鮮新叛の記、外ハ如ハ十二日の露國
公使銀格、外務省に宛てたの書、
時、忠告書、
東徒の擾乱何ぞか、是れ均く是國
の兵を、東徒昇りて、城内を被り、
國運を擾乱する事あり、他は、

友誼を守り、其の列國ハ、使して、係統せし
へ、其の故、其の兵力を、
其の欲、其の、
や、其の、
今日、
あ、
ま、
ハ、
必然、

牙山の清軍 仁川電報

牙山に於て清軍ハ今高き、
人ハ、
六月廿四日

仁川に於て、
京師に、
一昨日、
令、
亦、
亦、

司令部上流切事務ヲ執事せしむ
当師團ヲ於テハ總ヲ大ニ管テリノ令旨ヲ以テ
出兵ノ事務ヲ總手一任ニ混成旅團ヲ指揮
テ送リテ以テ本々出兵ノ行進ヲ詳ニ
大本營ニ報告ス及ハシムル
六月廿六日
庚申祭

法人帰國 七月一日、四日
四日、廿日

長崎港に法人理事ハ斥出地法人ノ近
去の四訓ヲ示ス

巡査の渡韓

朝鮮國ハ派遣令申セラレテ巡査下五
名ハ一隊ヲ新橋最終の汽車ヲ神入向カテ
昨日本營の汽船ニ乗テ渡航スル

清政府府議の一変 七月三日

倫敦電報云北京政府ハ通商手書
ヲ忘ルテ空カレテ出師軍餉の自由ヲ許可
スルハ兵ハ真々朝鮮ヲ送ルベシ

兵士の恩賜 七月五日、四日

皇恩の厚きと感泣し是より陛下の美
歳に祝し御禮申上げ奉る
在京城陸軍少将 大嶋義昌
有栖川春謀 長官

酒相草下賜の具命を厚く部下同

皇恩の厚きと感泣し是より陛下の美
歳に祝し御禮申上げ奉る
在京城陸軍少将 大嶋義昌
有栖川春謀 長官

兩陛下の優渥を御恩賜謹々又捧
受奉る
海軍司令長官 海軍中將 伊東祐亨
有栖川春謀 長官 殿下

献金及献納品受用 七月八日

捐鮮事件ニ介軍隊ニ必用ナル諸物の
物品又ハ献金を預カシムル少くハ
折衷之を以テ納付スルハ
早ニ掲載セシムル海軍両省ニハハ

之を愛納する事ヲ決定せしを以て近々中
樞兵部なるものを臨時新設して是等の事
務を取扱ふべきこと云

我軍兵へて使用せし

兵部の新軍隊たるハ最初兵へて使ひて
人夫と云ふ事もありしを自今以後
一切使用せざることを定むること云

英國の仲裁 七月六日倫敦發

英外務大臣ハモントグレイ氏ハ公言して
曰く我政府ハ日清支國に向て平和の利
益ありことを通知し且各々平和に終る
べきヤウ尽力あり度き旨双方へ勸告中
なり

幣政改革ノ勸告

七月十日
六月廿九日發行

大島公使ハ去月二十六日以下ノ勸
告

幣政改革の事ヲ付託し上野大島

不あり

清國政府往復書翰

(公文第一)

漢文訳

以書翰政府の上ノ陳者今段北洋大臣李鴻
章使ハ友の通り電報方々

光緒二十一年清日兩國にて議定せし條約中
ニ將來朝鮮にて若し變亂事件有之清國
兵ヲ派兵する要きも場合カクハ我軍ハ應
先づ行方知照するべく事定りし上直ちに

撤回し再び留防せざる有之本大臣今朝鮮
政府の來文ヲ接し必全羅道平海府の人民ハ
習俗凶悍ナリ之東在子教匪ヲ糾合し衆
聚めて縣邑を攻陥し又北の方全州を圍臨

致し府前キ子已に練軍を以て往て征討せ
しもの得共戦利あり有執るは若し滋蔓日久
し時ハ憂々上國ヲ貽事多し一は
壬午甲申ノ弊邦兩度の内乱の節も中朝の

兵士ヲ頼りて代て為め之を載受せし事有
之因て其例ヲ沿ひ軍隊の兵を酌量せし
速に來て代て征討せられんことを清政府ハ
尤奸匪の推珍を止む直ちに其兵を撤回

廿九日探致度取て更盛防せしむるを以て
以て天兵の久く外に芳せらるる致さるへ
との趣なき本大臣之を以て其情詞廻
切らるのふら兵を以て援助するに我
朝の属邦を保護するの舊例ナカレハ
是を以て奏聞の上諭旨を奉り直隸提督
葉本を以て勁旅を撰帯し駛り朝鮮全西維忠
清道一帯の地方を赴りの時機を見計ら防
堵攻討一期を冠して之を撲滅せしむ務めて
属邦の境土を以て又安んじしむ各個人の
朝鮮地方にて貿易を為さる者をして皆各
其生業を安んじしむるを以て度々
平定次第直ち右兵を引揚げ更盛防せし
むる様可致し右至急條約を以て行交知照
せしむ若し付貴大臣へ電報致し間早速日
本外務省へ照會有之度候

右之通申奉るに付本使ハ之を貴大臣へ及御照
會候敬具
光緒二十年五月三日(我六月七日)

清國特命全權公使汪鳳藻
日本国外務大臣陸奥宗光閣下

公文才二

以書翰致啓上陳去今我貴國政府は
鮮國へ兵被威し三自明治十八年四月十八日
日清兩國政府は訂結の約書才三款を
送行交知照し本日本貴國を以て御申
越相成致美知し起し貴國中保護属邦の
語相見居し外帝國政府は於て未だ曾て
朝鮮國を以て貴國の属邦とは認居不
申し付此段御回答旁言明致置し本大臣
ハ茲に重んじ致意を表し候敬具
光緒二十七年六月七日

外務大臣陸奥宗光
清國特命全權公使汪鳳藻閣下

公文才三

以書翰致啓上陳者朝鮮國は於て現ニ支
女重大の事件あり我國は兵の必要有
之を以て帝國政府は若干の兵を派遣し
積之有之因て明治十八年四月十八日貴我兩國
政府は議定せし條約の明文に從ひ清國
政府は行交知照しき旨唯今我政府は
の要訓に接しし付右之趣及御照會し敬
具

明治二十七年六月七日
日本國臨時代理公使小村壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

（公文才四）

以書翰致啓上本月四日（我六月七日）貴國
を以朝鮮國に於て現に變亂ありを以若干の
兵を派遣せらるべきに兩國の條約に依り右
の趣行交知照すべき旨貴國政府より訓
令を受らるる旨仰申越相成り外我國よりハ
朝鮮の事ニ意して兵を派遣し其亂民討伐の
援助を為す次第あり是ハ從來屬邦を保護
するの慣例に於て且專ら内地の亂民を討伐
するに爲りて平定次第あり引揚せし可申目下
仁川釜山各港の模様ハ靜穩なり其を通商の
地ニハ傳ハ保護の爲め暫く軍艦を留置し
有之ハ貴國より兵を派遣せらるべき專ら公使
館及商民を御保護相成り爲るるへけハ申
述せらるる多數の兵を仰派遣相成り必要可無
之又朝鮮を請求し其次第も無之ハ得ハ決
して朝鮮内地へ進入して勢を起さしめ
る様被致度加之我國の兵士と出逢言ハ決不
通軍礼の差異あり爲め或ハ不慮の事を生ず
る可き場合も有之ハ予ハ懸念致居り付スハ
右の趣貴下より貴國政府へ電報致す可

申送相成度致希望も右及回答も致具
光緒二十年五月六日（我六月九日）

清國總理各國事務王大臣

日本國臨時代理公使小村壽太郎貴下

此間双方の争柄を以て果すに依て我
政府より左の如く總理衙門へ通知し

（公文才五）

以登島改啓上ハ陳者本月九日貴國を以貴國より
鮮兵を遣せられハ從來屬邦を保護せらるるの慣例
ニ於て我國より多數の兵を派遣するに必要可
之又決して朝鮮内地へ進入不致様致度も趣仰
申越相成り今日本と臣ハ早速其旨我政府へ電
報置出然今我政府より回電接到三帝國政府
於てハ夫れ皆て朝鮮ハ貴國の屬邦なりと認め居
不申今我國より朝鮮へ兵を遣せハ濟物浦條約
依りて取計りし次第也又帝國より派遣の軍隊
の象徴ハ帝國政府自ら之を裁決可致り多量之
又行動の如何に至てハ赴くべき必要なき外ハ無
論起すべからず他は制す時せらるべき即ち是
無之ハ兩國の兵士相出逢言ハ不通軍禮の差
異あり爲め或ハ不慮の事を生ずる可き場合

是可方之より、我々の兵士の規律を守り、嚴肅に兵士の出入を厳禁し、故に軍事を生活するに決て無之、我が政府の国に信を以て、貴國政府に於ても、其邊已に豫め加意相成居る事、可有之旨申越、甘右及回答、敬具

明治二十七年六月十二日

日本國臨時代理公使小村壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

(公文才六)

以春翰致啓上、陳者朝鮮國に於ける目下の事變及善後の方法、関し昨日布面晤の節帝國政府の提案として貴國政府へ仰懐談致し、要旨ハ左の通り有之

朝鮮事變に付てハ日清兩國相戮力して連日亂民の鎮壓に從事せし事

亂民平定の上ハ朝鮮國內政を改良せしむる為の日清兩國より常設委員若干名を朝鮮に派し、先大畧左の事項を目的として其取調に從事せしむる事

一 財政を調査せしむる事
一 中央政府及地方官吏を淘汰せしむる事

一 必要なる警備兵を設置せしむ國內の治安を保持せしむる事
右為念茲に申進、今大臣ハ茲に重て敬意を表す、敬具

二十七年六月十七日
外務大臣陸奥宗光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

(公文才七)

以春翰致啓上、陳者本使ハ唯今帝國政府より發給の條約、外資國政府より發給の條約、其の及善後の方法、付てハ舊く考慮を加へし上左の通り及回答

一 朝鮮の事變ハ已に鎮壓され、最早は國兵の撤去を討議せしむるに依り、及國に全同して、領土に干渉せしむる必要あり

一 善後法ハ其志美とし、然し朝鮮自ら整理するに任せしむるに依り、國高其内政に干渉せしむるに依り、朝鮮の自主を認るハ高更其

内政に干渉せしむるに依り、一 事變平定後兵を撤去せしむるに依り、國に干渉せしむるに依り、及國に全同して、領土に干渉せしむる必要あり

一 事變平定後兵を撤去せしむるに依り、國に干渉せしむるに依り、及國に全同して、領土に干渉せしむる必要あり

以上本使より已に面話し及置し得共尚為念
以唇翰申進の敬具

光緒二十年五月十八日（我六月廿二日）

清國特命全權公使汪鳳藻

日本国外務大臣陸奥宗光閣下

（公文才八）

以旨前致上ハ陳者閣下ハ貴國政府の訓令
+ 後ハ朝鮮國を其鎮定先善後の辦法十
箇を以テ帝國政府の提案を却拒絶相成リ趣
貴曆光緒二十年五月十八日附ハ旨前を以テ
御申越相成致閣下ハ顧テ朝鮮國刻下之情
勢を察スルニ於テ貴政府ハ可畏ク同ハ其能ハ
ナシハ帝國政府の遺憾スルニホニナリ之ハ
之を既往の事蹟ニ徴スルニ朝鮮半島ハ用竟争
國內証暴動の淵ヲ教スルハ慘状を口手而テ斯レ
其其の辱ハ起ル所以ハ獨之國の責守を全ク
の要素を缺クテ職由スルモノト確信スルニ
足ルキ義ナリ之ハ
強土接近ハ貿易の重要ナルハ慮ニ於テ朝鮮
鮮國ニ對スル帝國の利害ハ甚高緊切重大ナルヲ
以テ彼國內ナリ於テ斯レ慘状悲況ヲ拱視傍觀
スルニ堪ヘズ

情勢如此ルニ當リ帝國政府措シ之を視テ其ハ
當リ平素朝鮮ニ對シ抱持スル隣交の友情ニ度
シのみテハ我國自衛の道宜クハ諸君先
此ハ

帝國政府、於テ朝鮮の事寧靜證を求ルルハ
其種々の計畫を施スルハ必要ハ已ニ前述の理由
多ク以テ更ニ之ヲ著目トシ能ハズ今更ニ是ヲ
施スルハ不クテ日ヲ曠ラセハ該國の事ハ亂念
ハ滋養スルニ至ルベク其以テ帝國政府は於テ
其兵を撤去スルニ必將未該國の事寧靜證を
保持シ以テ道其正々トシ得ルモノを保證スルニ
辦法を協定スルニ其ハ決行シ難ク且帝國
政府、斯レ撤兵を容易ナ行ハズルニ望ミ天津
條約の精神ニ依テ置スルのみテハ復善後の
防範ハ不ク存候
本大臣ハ斯レ御禮ヲ披キ誠衷ヲ吐クニ及ビ
俄令貴國政府の所見ニ違フモノアリ也帝國政府
ハ斯レハ現在朝鮮國ニ駐在スル軍隊の撤去を
命令スルニ能ハズ其ハ一段内回答方本大臣ハ茲
重テ敬志ヲ表シ候敬具

光緒二十年六月二十二日

外務大臣陸奥宗光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

(公文才九)

以今尚故原上陳者唯次二十七年七月九日
御門之朝鮮事件及中面談の如き王大臣が
御陳述の次ハ然て即日我外務大臣ハ電報送致
必唯今我政府より電報到達朝鮮より辱し
乱方々ハ其内政の紊乱ニ基因する義ニ
而して我政府ハ日清兩國の該國に於ける何れ
其關係半々緊要なるハ今該國をして内政を
整理すべし以て支立く未明ニ絶つて如く
この慮見して此意を清國政府に提かし
一外証を料し清國政府に此提議に従は
只望むに撤兵の一事のみにてせられ是ハ
實に我政府の深く訝る処ニ存之又其故立
北京英國公使ハ友誼を顧重し日清兩國を
して妥協の局を結ばしめんを欲し尽力調
停せられし一趣も亦も清國政府ハ依然
撤兵の事のみを主張し是も我政府の意ニ
應ずるの色あり是より由て之を敵ハ清國政府
ハ意ありて事を滋さるるなり則ち事を
好むに非ざる何ぞや孰かハ今後因て以て
不測の變を生ずることあるも我政府ハ其の
主莫し仕せむとの旨申來るに右電報訳文
添紙段申進の敬具

明治二十七年七月十四日

日本國臨時代理公使小村嘉幸太郎

清國總理各國事務王大臣御中

朝鮮政府の改革 七月十八日

朝鮮政府ハ大島公使の即言を容れて新に
改革廳を設け委員十五名を命ず

朝鮮國王の詔敕 七月八日

傳曰凡為治之要惟在乎懋安民心安民
政而已惟予宵旰勤政只是為民為國而
不從欲愈遠其甚取勝國計日益難維
民生日益困瘁嗚呼朕居艱難之極
收拾者皆由予不德不克式于祖宗成憲
紀綱不立恬熙成習責罰未信奸細多岐
今日為財而未有定規用人任人或非其材
百度隨以墮惰然而內而凡百臣僚外而
方伯守宰亦無職其職耳長吏之多貪
虐而按廉之地袖手而不欲作惡有司所
事之不勝任而甚尚之臣嚙口而未備
嘗謂所言者徒歸罪及而所責者惟是姑
息以至今日若是而國何以為國予誠
自顧慙愚而亦不能無慨嘆寒心者矣
苟非大更張大總創

莫以矯積久之弊莫以振安靡之風地不在廟堂之責乎其自廟堂會議銓臣將臣枋賦之臣可以抹可以革可以罪凡係政府得失者各令條陳無或有隱隨即稟明施行其或當言而不言罪在所司言之而不承後示即予之過也其各悉心對揚無得于四罪予言不再

七月十七日

補海軍令部長 祥山資紀

任托密顧問官 中田倉之助

郵兵部設置

陸軍省告示第八号

陸軍省子陸軍恤兵部之去き

恤兵之主旨を以て結社團體等寄贈

軍需品及献金等子関する事務を

取扱ふ其献金及寄贈の取扱を

續左の如し

明治三十七年七月十七日陸軍大臣伯野大山藏

寄贈品取扱手續

- 一 寄贈品ハ一人多小數人聯合又ハ會社等ノ名義トシテ寄贈者ノ隨意トス但故人聯合又ハ會社ニ在テハ代表者ノ名義ヲ以テス
- 二 受領スヘキ物品ハ分テ軍隊用品及軍用者用品ノ二種トス
- 三 軍隊用品ハ概テ左ノ二種トス
- 四 糧食 諸品
- 五 被服 諸品
- 六 患者用品ハ概テ左ノ四種トス
- 七 網巾 品
- 八 軍用者用品
- 九 衛生用品
- 十 衛生用品
- 十一 衛生用品
- 十二 衛生用品
- 十三 衛生用品
- 十四 衛生用品
- 十五 衛生用品
- 十六 衛生用品
- 十七 衛生用品
- 十八 衛生用品
- 十九 衛生用品
- 二十 衛生用品

官報ニ公示ス

四 物品ヲ寄贈セリトス者ハ先テ一書式ニ依リ寄贈ノ物品員數ヲ記シテ陸軍監ニ申出同監ノ美國ニ隨ヒ其指定ノ官衙ニ送附スヘシ

五 陸軍監ハ一書式ノ申出書ヲ受領シ之ニ承諾シテ之トキハ其寄贈品ヲ受領スヘキ官衙ヲ指定シ之ヲ其寄贈者及指定ノ官衙ニ送附スヘシ

六 寄贈ノ物品ヲ受領シタル官衙ハ一書式ニ依リ証書ヲ寄贈者ニ交付シ(陸軍監主官トスル結社ニ依リテ送達シタルキハ其結社ニ交付ス)同時ニ其品目員數及寄贈者ノ氏名等ヲ陸軍監ニ通報スヘシ

七 寄贈品ノ寄附者ハ陸軍監ヲ主トシ一箇ノ量目士官自以內(米俵酒樽ノ如クハ此限ラズ)タルヘシ又軍隊用品ト患者用品ト各別ニ之分スヘシ

八 指定ノ官衙ニ至リテノ運搬費又ハ寄贈者ノ負擔トス

九 寄贈者一己人又ハ部隊ヲ指定スルモ之ヲ採用セズ寄贈品知何ナル理由アルモ再々送附ヲ請求スルコトヲ得ス

十 寄贈品ハ費用通スルヲ旨トシ華券虚飾ヲ避ル採納スヘキ物品ト出テ品質ノ如何ニ依リテ之ヲ採納セサルコトアルヘシ

十一 陸軍監寄贈品受領済ノ通報ヲ受テタルハ

ハ之ヲ官報ニ公示ス

外國ニ於テ受領スルモノモ同シ

献納金取扱手續

一 献納金ハ一己人タル者ハ聯合又ハ會社等ノ名義タルハ献納者ノ陸軍監ニ依リテ聯合又ハ會社ニ在テハ代表者ノ名義ヲ以テスヘシ

二 献納スヘキ金種ハ通用貨幣タルヘシ

三 献納金ハ一己人又ハ部隊ヲ指定スルモ之ヲ採用セズ

四 献納スヘキ金高一回未滿ノモノハ之ヲ受理マズ但數人聯合シテ一回以上ナルモノハ此限ラズ

五 献納金ヲ為セルモノ者ハ左ノ書式ニ依リ其金額住所氏名ヲ記載シ陸軍監本部ニ申出同監ニ之ヲ認可セシトキハ納入告知書ヲ献納者ニ送付スヘシ

六 献納者 陸軍監ニ納入告知書ヲ送付シタルトキハ該金ニ現金ヲ添ヘ中央金庫ニ納入スヘシ(未定額外ニ居住ノモノハ其地附近ノ金庫ニ為替納金ノ手續ヲ為ス)

七 為替納金ノ手續ハ金庫ヨリ為替納金請求書用紙ノ交付ヲ受テ金員或ハ其書式ニ依リ之ニ現金ヲ添ヘ金庫ニ納付シ其領收証書ヲ受テ之ヲ納入告知書ニ添ヘ中央金庫ニ送付スルモノトス

八経理高等三課長ハ金庫ニ款金領收済ノ通知アリ
九恤兵監款全兵領済ノ通候ヲ受ケルハキハ之ヲ官
報ニ廣告ス外國ニ於テ受領スルモノ亦同シ
才一書式

寄贈品申出書

一何、何箇

右ハ今般軍隊用品(忠者用品)トシテ(多細キセトキ
ハ千回敷)寄贈仕度所採用相度候也

本籍(縣)郡(市)普地
現住

華(士族)平民

明治三年月日(何)社(會長)氏名印

陸軍性兵監氏名殿

右当邑(所)林内ニ現住スルコトヲ証明ス

(三)所(林)長氏名下

明治三年月日

(款金書式ニ前同様ニ付書ス)

清国政府の照會 七月十九日

清国政府ハ一五。お我政府ニ送ル。之令の
電候ハ大の如シ

日清兩國の交渉中第一の不慮ニ保護所
ノ為メ我國の軍機ハ貴國の漢流ヲ入ルル
事ヲ中支兩國の軍機ハ我々ハ獲 浙江
福建 廣東の各港ニ入ルル事ヲ行ハ
入泊の必要アリハ港外ニ投錨セラレ
因テ我政府ハ大の趣旨ヲ送電
日本政府ハ明治五年日清貿易章程ニ依リ互ニ開
港ニ從來モ之の明文ニ依リ必要アリ
貴國開港ニ入ルルものアリ 特ニ日清兩國の
間ニ文致ノもモアリ 日本ハ各条約ニ
依リ平和の間に貴國開港ニ依リ出入
權利ノ有キ

七月廿日 十九日京城發

清国駐在官袁世凱ハ本國の訓令ヲ

依リ昨日京城ニ去リ又帰國の途ニ上リ

東京駐在支那公使汪鴻藻氏ハ帰國の途

備下取掛ルル事ハ如キ

備下取掛ルル事ハ如キ

袁世凱ハ今於此矣。袁世凱ハ本國の訓令より帰國せし公言せしれども、自ら清より帰國するもの云

韓廷改革を拒絶す

朝鮮政府ハ我邦の要求せる内政改革ヲ對シ外國の兵邦内ヲ入来して人心恟々也。且目下の有様にてハ改革ヲ實行せし能はざるとして一昨日然我邦来るを拒絶し、蓋し清人の教唆ナリ云々。 京城發

閔泳駿 十月廿二日 同前

閔泳駿ハ近來國王殿下宮殿中より三省堂に身を潛め嚴重に警備し居り

軍隊の進行 京城七月廿二日發

危機迫りて龍山の我軍隊ハ明廿三日朝を以て水原府ヲ進行す

韓廷改革各條項 邦文譯

第一條 中央政府の制度より地方制度に至る迄の改革ヲ加へ人材ヲ選拔ス

八月同日百六日 職長ヲ申明ス

及内治外交の職務ハ之ヲ裁政府ニ統括シ掌理ス故ノ如クニシテ天曹判各ハ其ノ人カヲ職ニ任ス。世道ヲ革メ権限ハ舊例ニ依ル。官廷ノ庶務ハ治國ノ康政ト劃然區別シ所屬ノ諸官長吏ハ概テ一切ヲ國政ニ關係スハカラス

一各外國通商交渉ノ事ハ關係重大ナルヲ以テ之ヲ慎重ニ重責ノ大臣ヲ專任シテ之ヲ掌ラシムルハシ

一各官衙ニシテ改余ヲ行フニ必要ナルモノハ之ヲ存スヘク有名無実ノ官廳ハ之ヲ廢スヘシ其ハ他各署ヲ合併シ務ヲ煩ヲ去リ以簡ニ就クヘシ

一規定セザル州府縣ノ改正ハ其數過多ナルカ知シ通ニ合併シテ務メテ其數ヲ減シ冗費ヲ省思スヘシ

但治理ニ妨ケテキ様注シ忌スヘシ

一大小ノ官吏職任ヲ分司シテ必ク可ラハル者ノミニ存シ虚設ノ冗員ハ概裁汰スヘシ

一歷行格式成例ヲ廢除シ廣ク人材ヲ舉ルノ途ヲ開クヘシ

一物ヲ納メテ長ヲ授クルハ商生シ易シ之ヲ嚴禁スヘシ

一大小ノ官吏ノ俸祿ハ時宜ク酌量明カニ額數ヲ定メテ生ラシムル上廉ヲ養フニ足ラシムヘシ

一大小ノ官吏錢物賄賂ヲ索取スルノ惡習ハ法律ヲ設ケテ嚴禁スヘシ

一大小ノ官吏並ニ地方官私ヲ管轄ノ弊ハ法律ヲ設ケテ嚴禁スヘシ

第二條 財政ヲ整富源ヲ開久キ事

一國家出入ノ財賦ハ富且明確ニシテ制度ヲ明スヘシ

一會計出納ノ政令ハ嚴明ニ準テ行ハレ

一通貨貨幣ノ制度ヲ改定スヘシ

一各道田畝ノ數額ヲ明シ租賦ノ率ヲ改定スヘシ

一各行租稅ノ法ヲ改定シ併セテ稅源ヲ開クヘシ

一支款ノ甚緊要ナル者ハ概裁省シ其進款増入ハキモハカメテ謀求スヘシ

一各道通衢ノ平坦廣闊ニシ京城開港場鐵道ノ施設各道州府縣鎮ニハ電線ヲ通シテ往來ノ利便ヲ便ニスヘシ

一各開港場ノ稅率ハ一切ノ事務朝鮮國自ラ管理シテ他ニ干預セシム可ラス

第三條 法律及裁判ノ法ヲ整頓スヘキ事

一現行ノ法律中區々過セタル者ハ概テ革廢シ其區々參酌シテ別ニ法律ヲ定ムルヘシ

一裁判ノ法ヲ改訂シテ司法ノ公正ヲ申明スヘシ

第四條 陸軍兵備整頓ノ事

一陸軍ヲ整理シ國內ノ治安ヲ維持スヘシ

一武裝ヲ裁減シテ國家ノ本業ヲ保持スヘシ

一従来ノ水陸兵ハ概テ裁革シ財力ノ許ス限
新式ノ軍隊ヲ増設スヘシ
一各官署ノ設テ最モ緊要ナルヲ以テ京城ヲ他各
邑ニ衛署ヲ分設シ章程ヲ嚴定スヘシ

第五條 一般ノ學政ヲ約定スヘキ事

一一般ノ學政ハ町區ヲ以テ改訂シ各地方ニ
小學校ヲ分設シ童幼ヲ教養スヘシ
一小學ノ設漸次緒ニ就カハ進テ中等大學ヲ設
クヘシ

一生徒中ノ俊秀ナル者ヲ擧拔シテ外國ニ分遣
留學セシムヘシ

以上改革スヘキ各目ニ就テハ期限ヲ定メシ
是亦我政府ノ敢テ勸告スル所ナリ勿論此

勸告ニ從フト否ハ貴政府ノ權内ニアリ

ス即チ三日内ニ議ヲ定メ十日内ニ着手

ス可キハ

一内治外交ノ事

京城要衝道路開鑿ノ事

鐵路真修ノ事

但鐵路電線等ノ事ハ十日内ニ議ヲ定
材料備ハルヤ從テ起スヘシ

其各細目ハ六箇月ニ施行スヘシ

一行政官衙ノ事

稅務ノ事

其各細目ハ兩年内ニ施行スヘシ

清韓公使ノ引揚

清國公使汪鳳石氏ハ愈一兩日中引揚ヘシ

朝鮮代公使金恩純氏ハ或ハ引揚ヤル知ル

事ハ概括シテ形勢一変今後ハ進展料ハ

朝日朝鮮國王の詔勅

七月十四日
京城發

傳曰圍計之艱紕民生之困瘁轉
至於委靡而莫可收拾者重由乎因
循姑息法懈而不之振弊痼而不之革
上下怡嬉有以致之矣予則惕然敬言
場一榻屨與思欲奮發淬礪一新改約
所以有日昨之教凡百臣鄰亦宜猛省
而求盡對揚之責矣令々朝堂誤正校
廳堂郎美出使之逐白會商隨事啓
稟施行

傳曰校正廳摠款官時原任大臣為之

京城足報

七月廿三日癸
卯奉 御 報

第二回要求の拒絶

大島公使が第二回要求の拒絶を以て
鮮政府に抗議し、無礼な舉動を以て拒絶し
たり我々の公使はもとや朝鮮官吏を相争ひ
朝鮮の領土を圍ふるは陛下王上高上内侍の氣
中より起るべき事なりと云ふ先き國王使を以て
大隈君を以て朝鮮の日は非なるを以て君と語
問ふ事不あらんと云ふ内侍を傳へられしに因
族之を以て余は要求の功なりと時置
して君と應せは國王が已むる傳に大隈君入
城の際日本兵を以て復讐せしむるを我々の
公使は許さずしを以て大島公使は其復讐
兵を以て大隈君を守護し今も君は國王に
入之とせし事礼も又國族の指揮を受け
ざる兵我々の兵を以て内侍を以て入城を妨げ
しは我復讐兵を直ぐ之を以て殺せしむる
を以て止む是は於て大隈君の公使は其を以て
入城し國王と謁見し國王は我が公使は復讐
の要求は許さずは余は好まざるを謝し國王は拒絶の
云ふ事なりし事を以て直ぐ大隈君に改務を任せ
られしを以て君も國王の任命を受て改務を
振ふる事なりし事なりし國王に止りて是を以て
大隈君の改革は是より其より國王を
矯の権勢を以て自國の獨立を志して是を族

維持し汲々として國族の是を極勢を失ふ

七月廿三日 午前八時 京師 電報
午後一時 二十分 終

王城附近に居り 韓兵の挑まざるに依り
之に應じ小戦中

韓兵進出も兵營を取上り且王城を
守備也

大坂上り 既出の五六十挺にて 韓兵戦ひ
敗れ力支へも捨て去りしものこと云

支那人 帰國

獲虜居るの支那人ハ三々五々 帰國せしむ
四日 獲虜九つて 神主十向付 出発 帰國の途に上
り 者三四十名あり 尚存 徒自の便 形を待て
帰國せんと 準備し居るもの多しと云
長官 神主の立 必支那人ハ之より 支結の 帰
國せしむ多し

外國の調停

七月十三日 諸外國 英 露 支 邦 諸
一 等 日本に 快力して 朝鮮の 改革を
後 之より 勸告せしむ 素より 代を 改
革せんとす 自國の 改革こそ 急要なり

國柄より 其勸告は 従ひざる 拒む
るも 諸外國も 全く之を 見限り 尙外に
傍觀するも 有様と云ふなり

外務内務兩大臣の訓令

日清の 平和 將士 砲創 殺せしむるも 互に 邦
諸國人ハ 皆危懼の 念を 抱き 早くも 策を 講じ
の 名 様 あり 十 分 一 四 五 六 外 務 内 務 支 大 臣 各
を 縣 知 事 上 電 報 して 左 の 訓 令 を 發 せ ば

此際能く血氣妄動の非軍を戒め諸國

大軍危害をうらむ様注意あり又

今後日清間如何なる変状を呈するも

本邦在留の清国人の安心して業務に

従事する様保護を加ふべし

二十三日京城の死傷 七月廿七日
馬岡亮

去る廿三日京城の景福宮外に於て日清

兵の衝突ありし時

我軍兵一名 即死

歩兵二名 負傷

韓兵八即死 十七名

負傷六十余名

我軍の負傷者八我赤十字病院にて療養

中ニ

同日電報 延島 肺病 紀事

七月廿三日午前七時十分 敵軍全入

歩兵分捕せしむ大砲十五挺 小銃

千挺以上之我砲死者二名 傷者一

名而一昨頃大隈大臣閣下入

東京府知事ノ告諭

本邦在留の清国人は今日日清事件

の爲め於惟の念を抛く者なきは幸なり

ハ此假令日清兩國同い何なる凶事

ありしにても我々の代を及目敵視駐屯

の警部等々を操るに備へ

明治廿七年七月廿日東京府知事三浦安

清兵撤去の依頼 七月廿日

牙山に於て清兵八挺を以て捕獲し四回自掃良

民生を仰せり又元清國族も自家の積蓄を以て

せんが清國の官吏に我族に對しては清兵を

十本中、因て國王ハ詔勅を奉り、其の趣を命
せられし也

丹山に在る清兵ハ速に本國に引去
らむべし、若し拒むれば日本兵の

力を借りて之を退去せしむべし

（禮部尚書奏、外務部、別冊に記
海軍省告示第八号）

海軍へノ寄贈品及献金等ノ関を
事務ハ海軍省經理局長ノシテ之ヲ
取扱ハシム其取扱手續左ノ如シ

明治廿七年七月廿一日海軍大臣伯耆守西郷從道

以下略之

交戦の告知 八月二日

清國公使汪鳳藻氏ハ日清兩國

外交平和の道徑を以て、明三日

東京の公使館より、開き、帰國する旨

或政府に照會し、其の旨を清國に

清國に、斯の旨を以て、兩國の

平和を破らば、以上は、政府に之を、

了、其の旨を以て、八月一日、

右の趣を、海軍省に、後、諸國に、

日清兩國の、目下、交戦の、有様、

と、し、其の旨を、公使館に、

横濱駐在支那領事、に、公使に、

三日、理事、府に、鎮守、

新聞檢閲

新例檢閱上関より海陸軍両省の省令ハ廢止し改めて別々之の方法之設を事とす

新政三勅

七月廿五日 京城癸

新政の詔勅

傳曰三王不同禮五帝不同樂礼樂
同時制宜况政治乎顧我邦介在
東亞扼要之地萎靡不振職由政治
之頹墮奈乱不思變通乎夫謀國之
道用人為先天四色偏黨之論一切打破
不拘門地惟賢惟才是舉凡内治外務
務從時宜大小臣士各修奮發其義

吏相三寡昧以新政治豈固保固安
民之公東可也

傳曰凡今處務遇有緊重事件先為

就明于本院君前

族慶刑の詔

傳曰唐民即負國民不聊生何以為

國一世嗟待難掩其跡左實政因詠駿手

事表叙歸忠祀之不可得常慶之遠惡鳴

漸置前統制使因桐植貪罪無所不至流

毒遍及鄰境遠惡鳴

前懲制使因

應推敬信而多變更抽稅而招物議終

唯定配前々開城守金世基殘虐而
起民擾倖進而壞廉訪遠惡地定配
慶州府尹閔致憲屢典而過分溪聲
焉無厭遠地定配此予所以為生罪
亦所以保世臣之苦心并令即速奉行
勅令百三十四号 八月一日
外文又ハ軍事ニ関スル事件ヲ新聞紙
雜誌及ヒ其他ノ出版物ニ掲載セシムルキ
ハ行政廳ニ其草稿ヲ提出シテ許可ヲ受
クシ其許可ヲ為スルキ行政廳ハ內務大臣
之ヲ指定ス
前項ノ勅令ヲ犯シタルハ本令ノ施行人編輯人

印刷人若クハ發行者若シテ印刷者ハ一月以上
二年以下ノ輕禁錮入ルニ至リ以上三百圓以下
ノ罰金ニ處ス
本令ハ數罪俱發ノ例ヲ用井テ
本令ハ發布ノ日ヨリ旅行ス
同日
文武官其他官廳ノ命ニ依ル者ノ外日本
臣民ハ其管轄地方廳ノ許可ヲ受テ朝鮮國ニ
航渡スルコトヲ禁ズ犯ス者ハ一月以上一年以
下ノ重禁錮ニ處シ三十圓以上二百圓以下ノ
罰金ニ處ス
本令ハ發布ノ日ヨリ旅行ス

清兵進放の委任状

同日 同京城

朝鮮政府ハ二三日前牙山清兵進放の委任状を我大島公使ト交付ス

清國ト從來ノ關係ヲ絶ツ

日政府ハ清國ト對テ從來ノ關係ヲ絶テ之を言明駐五ヶ各國使臣ト互夜トシテ

米國公使の公文

米公使より一四夜接候の同國總領事ト互通シテ

日本政府ハ戦争の有様ノ存在スルこと

予ト通知ス

清國公使退去の訓令

清國公使汪鳳藻ハ念今三ヶ月前を引拂
作不の途ト付ト付我政府夜也此ハ各報を奉
署ト向ケ公使亦下を去る迄ハ免分ト我を戒
加ト邦人の之ト付ト付我政府奉の之を
おき様注志ト付ト付訓令ハ同中

外務大臣の訓令 八月三日

此ハ外務大臣陸奥宗玄ハ各府知
事ト向ケ日清及國間の平和既ト硬化
スルヲ以テ爾來清國ハ無茶紛國ト心
得ヘキ事訓令ハ

我駐清公使の引揚

我駐北京代理公使ハ去月一日を以テ北京
を引揚スルの電報ト付ト付到走セリ

北京八月一日午後二時五分

小村臨時代理公使ハ直ト北京を以テ

米國公使館ハ帝國記録ヲ保管

及ハ帝國臣民保護の事を引受

トシテ入新

支那人保護の

勅令

朕立帝國內ニ居住スル清國臣民ニ
關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年八月四日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 井上 馨香

外務大臣 陸奥宗光
司法大臣 小幡 巖三

勅令之百三十七号

第一条 清國臣民ハ本令ノ規定ニ所
ニ從ヒ帝國內ニ居住ヲ許サレモ其ノ居住
ノ條件財產ノ保護ヲ受ケ向後モ引續キ居
住シ且其地ニ於テ平和適法ノ職業ニ従事
スルコトヲ得但シ帝國裁判所ノ管轄ニ服後
スヘシ
第二条 前条ニ依リ帝國內ニ居住ス

所ノ清國臣民ハ本令發布ノ日ヨリ二十日以
内ニ其居住地ノ府縣知事ニ由リ居住所
職業氏名ノ登録ヲ請フ事ニシテ

第三条 府縣知事ハ本令規定ノ登録ヲ請
フ者ニ對シ登録證書ヲ交付スルコトヲ得

第四条 府縣知事ハ本令規定ノ登録ヲ請
フ者ニ對シ登録證書ヲ交付スルコトヲ得

第五条 府縣知事ハ本令規定ノ登録ヲ請
フ者ニ對シ登録證書ヲ交付スルコトヲ得

第六条 清國臣民ニシテ帝國ノ利害ヲ害ス
ル者ハ其罪ヲ犯スル者ニ對シテ本令規定ノ
登録證書ヲ交付スルコトヲ得

第七条 本令ハ帝國官廳並ニ臣民ニ之
ヲ適用スルコトヲ得

第八条 本令ハ戰上ノ目的ヲ爲シ帝國
軍衙門ノ在リ清國臣民ニ對シテ本令
處分ニ關スルコトヲ得

第九条 本令ハ戰上ノ目的ヲ爲シ帝國
軍衙門ノ在リ清國臣民ニ對シテ本令
處分ニ關スルコトヲ得

第十条 本令ハ戰上ノ目的ヲ爲シ帝國
軍衙門ノ在リ清國臣民ニ對シテ本令
處分ニ關スルコトヲ得

才九条 本令發布ノ後ニ於テ諸國臣民
ノ帝國版圖内ニ入ルコトヲ許スハ亦知事ヲ
経テ内務大臣ノ特許ヲ得タル者ニ限ル
カ十條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

大本營ヲ移ス

大本營ヲ宮中ニ被移旨仰出サ
レタリ

明治二十七年八月五日

海軍大臣伯爵西郷從道
陸軍大臣伯爵大山 崧

水雷布設

今般東京湾左ノ海面ニ水雷ヲ布
設ス

叔音寺ノ北側ニ走水ノ地角ヲ本牧地
角前面ノ本牧浮標ニ至ル一線ノ以內即西
側ニテ水雷ヲ布設ス本更津人見山ニ至ル一線
ノ南側ニ至ル海面ニ

右ニ自今叔音寺ノ南端ヨリノ間ヲ經テ東
京湾ニ至ル船舳ノ間ニテ該海面積間ノ中央

ニ設置シタル浮標ヲ以テ該海面積間ノ中央
ニ入ルテ南端ノ間隔ヲ取リ該布設区ノ東方ヲ
三通ノスル

但シ右布設海面ノ区域ハ走水ノ地角ヲ本牧
浮標ニ至ル一線中ニ在リ浮標ヲ置キ入走
水ノ地角ニ赤色燈ヲ設ケ其明滅ニ依テ明示
スハキ各々何設置ノ上ハ更ニ又之ヲ告示スヘシ
右軍令部長ノ命令ニ依テ告示ス

明治二十七年八月九日
水路部長海軍大臣 肝付兼行

開戦報告ノ勅使

先帝御陵へ日清開戦報告ノ勅使ト

皇太后御尊前ニ奉告ノ勅使ト

皇太后御尊前ニ奉告ノ勅使ト

皇太后御尊前ニ奉告ノ勅使ト

征討軍の凱旋

八月八日
金山 葵

我、旅團ハ去々吾、国王の勅使公使以下
居置人ヲ盛チテ歓迎ヲ受け帰還ス
同夜国王ヲ將校一同ニ立食ヲ賜フ

勅使告之朝 八月十日

日清の交戦申告使として九条幸典長ハ
伊勢太一廟へ岩倉幸典ハ孝明天皇御陵
へ敢ハシ勅使仰介ラレ既ニ出奔セリ

上海領事の撤去

本月二日午三時、在上海の總領事ハ居留人民
ヲ對テ反テ知ク布達ス
今般日清兩國愈々開戦ニ相成候ニ就テハ
立派國本邦人ハ米國政府ニ於テ保護

可相成候ニ付今後必要の協合ニハ香港立
置人ハ獨ニ米國總領事ノ保護ヲ求セテ
八月二日 在上海 帝國總領事館

清國公使出帆

支那公使領事等ヲ載セシム佛郵船サラニ
早ハ昨午午前九時半横濱ヲ解纜セシ之ニ隨
行の支那人ハ四五名ニ止マシ

高陞号沈没事件 調査報告

小官ハ朝鮮國シヨバクハ鳴附近ニ於テ武運艦
浪速号、破砕シテ沈没シタル支那兵ノ遺體
船長ニ其乗組員等ニ関シ必要ノ事項ヲ
調査スヘキノ訓令ヲ帶ビ去月廿九日東京ヲ
發シ昼夜兼行シ本月二日暁天五時佐世保

ニ達ニ直ニ調査ニ取掛ケリ其要領ハ所
電報ヲ以テ報告シタモ更ニ本書ヲ以テ其詳

細テ報告ス

取掛ケノ材料左ノ如シ

其一 沈没船ノ船長ハ等運轉手及
按針役ノ口述但シ其重要ナル事項ハ文書ヲ
作リ署名セリ

其二 佐世保鎮守府職員ノ質問ニ
対シ右船長及一等運轉手ノ答書

其三 豊崎海戦及之ニ関聯セシ事項
ニ関シ送致セシ船長等ノ報告

其四 右船長外ニ名及支那軍艦操縦
手ト共ニ捕獲セシ該艦乗組員等ヲ佐世保

ニ送致セシ我軍艦八重山船長ノ口述
其五 捕獲支那軍艦ニ乗組居ル
下抹人ミウレンステットの口述但シ其重要ナル事
項ハ文書ヲ作リ署名セリ

其六 佐世保鎮守府職員ノ質問ニ
対シ採得船長ノ口述

沈没船ハ其名ヲ高陞トス其持主倫敦ノ

印度支那汽船會社ニテ代理店ハビヤゲン

マツシ會社又ハ其船籍ハ英國ノ屬ス本船ノ

製造ハ西曆一十八百八十三年子ツト噸數ハ二十

三百五十四ト噸數ハ二百三十四ト噸數ハ其他船体

ニ関スニ詳細ノロイト船籍名簿ニ記載セルヲ

以テ茲ニ略ス

船長 ムルマスマス カルヌウカニス エイ
一等運轉手 ムルイリス タンブル
二等全 ムルヨトス ムルエニス
三等全 ムルニエル ムルエトキ

一等運轉手 ムルアルム ゴルトン
二等全 ムルブルム エルバ
三等全 ムルブルム エルバ

一等運轉手 ムルブルム エルバ
二等全 ムルブルム エルバ
三等全 ムルブルム エルバ

一等運轉手 ムルブルム エルバ
二等全 ムルブルム エルバ
三等全 ムルブルム エルバ

一等運轉手 ムルブルム エルバ
二等全 ムルブルム エルバ
三等全 ムルブルム エルバ

一等運轉手 ムルブルム エルバ
二等全 ムルブルム エルバ
三等全 ムルブルム エルバ

以上マニラ人
右の外船伴六十四名

本船乗組人員

本船ニハ支那砲兵 歩兵 將校 五十名セテ
十百人及多數ノ大砲 彈藥 等ヲ搭載セリ
外ニ旅客ノ名義ニテフオンハン子ツケン氏 乘込
メリ 其他ハ水荷ニテ貨物及旅客ノ搭載ナ
シ

本船運送ノ目的

本船ハ支那清帝ノ備上船タリ 其契約ノ
時日ハ 洋ヲサレトモ 船長ハ上海ニテ代理店支
配人ノ命令ヲ受テ 太沽ニ赴キ 太沽ニ至リ
命令ヲ受テ 太沽ニテ 支那兵及フオンハン子ツ
ケン氏ヲ載セテ 出港シ 朝鮮國 瓦山ニ向ヘリ
其目的ハ 瓦山ニ於テ 支那兵及フオンハン子ツ
ケン氏ヲ上陸セシムルニ在リタリ 而シテ 船長ハ
右ノ上陸濟ノ上ハ 再ヒ 太沽ニ帰ルヘキ命令ヲ受
ケ居リタリ

助命ノ乗組員

高陸男ノ乗組員ニシテ 助命シテ 依世保ニ送
致セラレタモノハ 船長一 等運轉手及 技師
ハークス エグアンゼリ スターノ三名ナリ

太沽出航ト封書命令

高陸男ノ太沽ヲ出航シタハ 客月二十三日午後
九時五十分ナリ 高陸船長ノ云フ所ニ於テ 其
前日即チ七月二十日ニ 支那軍隊運送船ハ
復封書命令ヲ奉シテ 太沽ニ出航シ 前日即チ
七月二十二日 同軍隊運送船一 隻 太沽ヲ發シテ
瓦山ニ向ヘリト云フ 高陸一等運轉手ノ云フ所ニ於
テ 其出航後 十隻中 三隻ハ 英船ニシテ 七隻ハ 支那
船ニシテ 且 下ノ長ハ 高陸男ノ出航ニ 亦封書命
令ヲ發シ 支那兵及フオンハン子ツケン氏ノ其
出航ハ 姑ク之ヲ明言セシテ 止ントス

支那軍隊運送船太沽ニ出航ス

二十日二十三日ニ於テ 多數ノ軍隊運送船ノ太沽
ヲ發シ タルコトハ 他ノ船ヨリ 其當否者ニ 達シタリ
兵船ト符合ス 其後 彼等ハ 果シテ 何地ニ向ヒ
ヤリ 確知スヘカラスト云フ 瓦山 船長ノ語ハ 不
レハ 支那軍隊運送船ハ 瓦山 附近 海戦ノ前日ニ於テ
艦ニ 支那軍隊運送船一 隻 瓦山 海ニ入リシヲ見
タリト云フ 是蓋シ 二十日ニ 太沽ヲ 發シタリト云フ

海戦時ノ状況

高陸男 客月二十三日 早天シヨバール 嶋 附近 傷
進行セリ 支那軍隊運送船ニ 亦 其 右 手ニ 於テ 小
艇高ク 隔テ 同ク シヨバール 附近 傷ニ 達シタリ 其 朝
天 時 分 八 時 十五 分 至 五 時 迄 我 復 察 艦 放 洋 四

吉野浪速ノ三隻ト支那軍艦濟遠廣乙ノ二隻ト
海戦アリ八時半頃濟遠号高陞号ノ停ヲ思フ西
ニ向テ疾行ス高陞之対テ礼艦ヲ揚ケシモ之ニ
答ヘス叙白トシテ去ル引續キ日本軍艦三隻又頭
ハル蓋シ濟遠ハ走り日本軍艦之ヲ追フ日本軍
艦ノ一隻ハ高陞ヲ見テ之ニ向テ操江ハ此狀ヲ見テ俄
其方針ヲ轉シ西ニ向テ走ル日本軍艦ノ二隻ハ濟遠及
操江ヲ追ヘリ序ニ記ス操江ハ午後二時頃秋
津河飛ハ追ヒ及レテ捕獲スルヲ濟遠ハ初ノ嶋ニ
添テ近回シカマテ其飛ヲ隱シ俄ニ其方向ヲ轉
シ操江ノ前極メラ小距離ノ處ヲ横キリ西南ニ疾
行ス其狀山東岬ヲ指スモノ如クナリシト云彼ハ
遂ニ追ヒ去リ差シ彼果シテ天津ニ直航セシ
ナラハ中途ニシテ再ヒ方向ヲ変セシナラン

浪速ト高陞

高陞ニ向ヒ六我浪速艦ニ其相會セシハ午九
時頃ニ是ヲ浪速ト高陞ト間ノ事態ハ北長カ
鎮守府職員ニ差込シタル答支テ其後ニ抄記
スヘシ一甚チ運轉手ノ云ハル亦符節ヲ合スル
如シ按針手ノ云フ亦當時ノ狀況ヲ後クニ於テ更
ニ異志所不(別記第一号參看)

高陞号船長ノ答文

シヨハシクニ近頃多ク日本帝國軍艦浪速
ヲ以テ進行ヲ駐止セヨト命セリ是時行(投錨
事)ト余セリ即チ其命ニ從(シ)
然後浪速他方ニ航進セリ蓋シ他ノ日本
軍艦ト商議ノ為ニナリキ此時余信号ヲ
以テ進行スヘキヤト問ヘテ浪速ヨリ(出火
事)ト云テオラテキセヨシヤクエセズ一駐マ
然ラザレバ其責ヲ負ヘ(即チ駐マラザレバ致撃
スル蓋シナリ)ト答テ幾何ニテ浪速ヨリ尋問
士官端艇ニテ來リ船舶書類ヲ見シコトヲ
來ル余之ヲ示ス又種々問フ答ス余之ニ
答ヘテ後士官ハ余ニ浪速ニ隨行セヨト云

亦公ハ私ヲ以テ随フノ意ナリ余之ヲ諾ス
是レ浪速ハ軍艦トシテ我ハ之ヲ拒ムヘキ
カナキニ由テナリ斯クテ士官ハ本艦ニ還リ
浪速ヨリ直ニ錨鎖ヲ切レ或ハ錨ヲ引揚ケヨト
ノ余令アリ然レニ船中ノ支那將官之ヲ許ス且
謂テ曰ク汝若シ浪速ニ随行シ或ハ船ヲ去ラズト
セハ汝ヲ誅戮シ或ハ銃殺セント而シテ兵士ヲシ
テ余ヲ看守セシム兵士ハ大刀或ハ銃槍ヲ装シ
タニ銃ヲ以テ余ヲ看守ス
余是ニ於テ浪速ニ信号シ面陳シタキ事アル
ナリテ端艇ヲ送ラシコトヲ求ム此請求ニ因リ
浪速ヨリ端艇至ルヤ支那武官ハ初メ余カ艇

門ニ至リ日本士官ニ面會スルヲ許サシムカ終ニ終
ニテ許セシメテ日本士官ニ面會シ支那武官等
等本艦ノ浪速ニ随行スルヲ許サズ彼等ハ協談
ノ途ハ只太沽ニ船ヲ引戻スルノミアルコトヲ并ニ本
艦ハ元英松ニテ其出港ニタリ時ハ未ダ宣戰ヲ
公布セザレサトシ時ニシテ以テ此事ヲモ浪速艦
長ニ通知セシメシコトヲ日本士官ニ請ハシムル
端艇浪速ニ帰ル後余クモナリシテハ私ヲ去ル
ノ信号ヲ傳ヘテ因テ余等ハ去ルヲ許サズ端艇
ヲ送ラシムルコトヲ答フ時浪速ハ端艇ヲ送ル難
シト信号シ尋テ前橋ニ赤旗ヲ掲ケ高陸ニ
向テ水雷ヲ放チ且發砲シテ終ニ之ヲ沈没セシ

メタ)

支那将官カ船長ニ抗拒シタル状況ニ関シ下官ハ従其詳細ヲ實シ支那将官ハ死ヲ以テ浪速ノ命令ヲ拒ムノ決意アリシコトヲ確ノ得タリ此点ニ関シ船長ノ書面陳述ノ正否左ノ如シ

支那将官の抗拒 (船長ノ陳述)

支那将官ニ於テ余カ本船ヲ以テ浪速ニ随行セシト止ル趣ヲ聞クヤ余ノ随行スル事ヲ拒ム余ニ日本軍艦ニ随行スルコトヲ許サレ者ヲ傳ヘリ余之ニ答テ曰ク浪速艦ノ一発ノ彈丸ハ以テ高陞号ヲ沈没セシムルニ足ル之ニ抵抗スルハ無益ニト将官曰浪速ニ随行セシムルハ寧ロ死セシ戦ニ一千百人ノ兵勇ヲ浪速ノ乗組ハ僅ニ四百人ニ過キス

之ヲ戦フ何シ難カラシト余ハ彼等ニ其事ノ愚甚ク語リ且彼等支那将官ニテ戦ハント欲セハ余ハ余カ士兵及機関師ト共ニ上陸セント此ニ於テカ彼等ハ暴威ヲ以テ余ヲ脅カレ余ニ於テ船ヲ去リ或ハ浪速ニ随行スルカ如キ止ラ為者真ニ余ヲ謀殺シ余ヲ銃殺スヘト上陸言セリ (別証亦二号卷者)

高陞の砲撃

高陞ハ砲撃ヲ受ケタル午後零時四十分前後ニ即チ浪速カ最初駐マレテ命令セシ時等凡ソ當時間ニ向シトス浪速カ發砲ノ極手段ヲ取ルニ是ニ定ムカ方リ華中軍ノ手段ヲ尽セシヲ見ルニ是

七歳フニ各月二十一日ニ於テ多数ノ清国軍
隊運送船ヲ太沽ヲ發セシコトハ已ニ我諸艦
ノ知ル不タリ而シテ該地ノ形勢上如何ナル歟
此ノ我諸艦其月後ヨリ進航シ来レルモ
知レ可ラス且同伴ノ二艦ハ亦我艦追撃
中ニシテ如何ナル苦戦ニ陥ルヲモ知レハカラス此
軍機倭僞ノ間ニ於テ單ニ高陞早カ英國
艦ヲ掲ケルノ故ヲ以テ談判往復ニ此長時間ヲ
費ス其注意ノ周到ヲ知レ可ク又其耐久ノ深
クシテ話スルニ是レ加之當時高陞早カ甲板上
支那兵激昂喧擾ノ状ハ已ニ浪速ノ自撃不
所ニシテ差上浪速ニシテ三尋常ノ手段ヲ以テ捕

獲セントスルモ得ヘカラサルハ高陞船長等ノ陳
述ニ依ルモ明ナリ(別記第三号第四号参看)
即チ浪速ノ砲撃ハ是レ不得已ニ出シコトヲ知
ルヘキ也
浪速ノ船ヲ去レト令シテ我艦ヲ揚ケテ是レ急
ニヤ高陞ニ在リテハ船長ヲ船ノ乗組員
前後皆身ヲ躍ラシテ水中ニ投レタリ俱ニ此
時船長ハ已ニ士官等ヲ船橋ニ集メ居ル機関
部ニモ是レ急令ヲ傳ヘタルニ支那兵ハ船長
以下ノ水中ニ投シタルヲ見テ直チニ小銃ヲ乱發シ
ラシテ射撃セリ之ト同時ニ浪速ハ一面ニ於テハ高
陞ニ向テ最初水雷二個ヲ發射シテ中ラス乃チ

側砲ヲ放テ余中シ家モナク沈没セリ又一面ニ於
テ端船數隻ヲ出シ大ニ外國乗組員ノ救命
從事セリ然レモ當村救ニ得タルハ前文記スル
如ク船長一等軍醫ナリ及ヒ按針手一名併セテ
三名ノ船長及ヒ士官ハ幸ニシテ負傷ヲ免レ
タルモ按針手ハ其頸部ヲ刺ルモ其セシ今猶瘡
養中ニ其餘ハ生死未ク分明ナラス但シ船長
等ノ陳述ニ依レハ彼等ハ概テ皆支那兵ノ爲
銃殺セラルコト疑ナシ一別記ヲ五号ノ下ニ
カセテ示ス

高陞号中フカニハ子ツケン氏ノ乘込居リシコトハ
前ニ既ニ之ヲ記シタル彼ハ旅客ヲ命録ヲ用ズ

出テ全船他ノ旅客ナク早ニ此人一人アルハ甚ク
怪ムヘキ爲メ下官ハ切ニ慎重スルニ処アリテ船長
等ヲ別記ノ下官カ此人ニ関シ他ノ公報ヨリ得タル
事ニハ報告トシテ之ヲ報告スルニ此人ハ支那政府
若シハ軍隊トシテ乗込ナラサル關係ヲ有セルコト
明ニ因テ之ヲ普通ノ旅客ト認定スルヲ要セス
下官カ依世保滞在中高陞ニ乗込居タル日
耳曼人一人即余ニ日耳曼軍艦ニ乗込タルトノ報ヲ
得タル即チ此ハ子ツケン氏ナルコト疑ナシ

船員艦員ニ對スル好意

救命シタル船長外二人ハ捕獲船採江号ノ乗
組員等ト同シク玆ハ重山船ヲ以テ依世保ニ
送致シ客月廿八日ヲ以テ依世保ニ達セリ彼等
一身上ノ取扱ハ閑シテハ救命以來始終出来ル
迄ノ親切ト郑重トヲ尽セリ

支那政府ト高陞ノ契約

高陞ヲ持テ支那清海トノ關係ハ未ダ其詳
細ヲ得ズト雖モ種々事情ニ依リテ考察スルニ
下官ハ今回ノ事其決シテ尋常ト異ニ業ノ關係
ニ止ラズ信スヘキ理由ヲ有セリ下官ノ切實ナル

質問ニ対シ部長カ局面ニ記シタルヲ以テスルモ
該船ハ支那政府ノ備上ケタリシコト及ヒ開戦ト
同ク同水ハ之ヲ支那政府ニ引渡シ外國乗組員
ハ悉皆其船ヲ去ルヘキコトヲ備上契約上ニ記
載セルコト明ニ(別記才十一号)

調木貞ノ手續

下官カ部長外二名ニ就キ調査ヲ為シル頃
序ハ才一二下官カ佐世保ニ赴キタル使命ノ主意
中本へ下官ハ彼等ニ向ヒ種ニノ質問ヲ答セ
ザル可ラス又答辨中重要ノ事項ハ署名アル書
面ヲ得サル可ラサル為メ下官ハ彼等ニ向ヒ下官ノ
質問ニ答ヘ並ニ重要ノ事項ヲ書面ニ記スルニ
付テ異議アリヤ否ヲ問ハタルニ彼等ハ全無異議
ナキ旨ヲ答ヘタリ因テ着ニ必要事項ノ調査ニ
着手シタリ而シテ下官ハ城板告ヲ作ルニ當リ最モ
胸襟ノ爽快ヲ覺ルルハ彼等カ各人皆其一身正
ノ待遇ニ関シ非常ニ我軍供及鎮守府職員ノ
厚意ヲ感シ之ヲ深謝スルコトヲ閣下ニ報スルニ
ア)

下官ノ調査ハ二日間ニテ終ルリ因テ彼等將來
ニ布告ニ向ヒシニ長等ニ赴カシコトヲ冀ヘリ即チ閣下
及海軍大臣訓令ノ旨ニ基キ鎮守府司令長官松山

ヲ將ト概談シ本月三日早天ヲ以テテ將手ノ彼等ニ長
等ニ送ルノ意ヲ示シ双方ノ合意ヲ以テ翌四日午前八時
ヲ以テ定期トシテ鎮守府ヨリ特ニ一船ヲ發シ參謀官
一人ヲ以テ定期ニシテ長崎ニ發送セシメタリ但シ城
針子ハ昔ノ佐世保ニ滞在シテ引續キ鎮守府病院
ノ療養ヲ受ケシコトヲ希中セルヲ以テ其情ヲ詳ニ
タリ

以上ハ高陸ノ事件ニ関シ下官カ調査シタル事項
ノ要領ニ關係諸書類ノ之ヲ別封トシ均シク之ヲ
閣下ニ呈ス本件ニ関シ萬國公法上我浪連飛行
為ノ當否如何ハ下官カ極ニ論述スヘキ処ニアラス
トモ之ヲ要言スルハ亦ニ奉ルルニ幸安スル以上ハ
其行為ノ失否ニアラサレトハ苟モ公平ヲ持スル批評
家ノ疑ハサル所ナルヘシ

明治二十七年八月十日
法制局長官末松謙澄
外務大臣陸奥宗光閣下

別封書類十一通

才一
一 寺運轉手ノ鎮守府取合具ノ
質問ニ対スル答書ヲ抄出
余ハ二十五日大曜日朝部長及三寺運轉手ト
共ニ甲板ニ在リテ見張ヤリ我船ノモトハイザル嶋

二近接セル一復ノ日本軍艦ヨリ信号ヲ以テ進
行駐止ヲ命ゼラレ即チ直ニ松ヲ駐止シ其趣ヲ
日本軍艦ニ信号セリ日本軍艦ヨリ再ニ信号ヲ
以テ投錨セヨト命ズ我亦命ノ如ク是地時右
日本軍艦ハ他ノ二隻ノ日本軍艦ト高議ノ為
他方ニ航進セリ此時松長カスワラズニ余
シテ信号ヲ以テ我松ノ航行ヲ得ヘキヤヲ日本軍艦
ニ向ハシ日本軍艦ハヒールオーブターキセコン
セクエニセスト答ヘタリ暫時シテ浪速帰リ端
一隻ヲ送り来リ其時向士官我松ノ書類ヲ
檢査直ニテ浪速ニ歸リ於是浪速ハ信号ヲ揚
ケ直ニ錨鎖ヲ切り若シハ錨ヲ揚ケ我ニ随行セ
ヨト命マリ此信号ハ大ニ支那兵ナレテ激昂セシ
其將官ハ背燈ヲ以テ新然松長ノ日本軍艦
命令ニ後ヲ拒メリ(此時將官ハ一人ノ支那兵ニ命
シテ行誅者ヲラシメ又彈丸ヲ裝填シタル銃ヲ提ケ
ル兵士ヲ余及松長ノ背後ニ立シルニ至ル)依
我等ハ端松ヲ送レ面談スヘキコトアリト浪速ニ
信号セリ浪速ハ直ニ送ルト答ヘ端松一隻ニ
前回ノ士官ヲ載セテ後側ニ至ル支那將官ハ
余ノ松長ト日本士官トノ會見ニ立合スルコト
ヲ許サリシ然レモ松長ハ支那ニ帰航セシコトヲ
請求シタルニ聞ク端松ハ浪速ニ归还浪速ハ
松ヲ去ルトノ信号ヲ揚タタリ我松再ニ予等ハ許

サス端松ヲ送ルト信号ス浪速之ニ答ヘテ救護
松ハ来リ能ハスト信号セリ此時於テ支那兵ハ揚
揚タル信号ノ意味ヲ知ラント欲シ我等ノ様子ヲ
推考スヘキ時間ヲ得ントシ又支那兵ノ我等ニ同
意スル者アルヲ防カント務メテ我等ハ支那兵ニ
語ルニ日本軍艦ノ命令ヲ請フアル趣ヲ以テセリ此
時於テ浪速ハ數回汽笛ヲ鳴シ終ニ其前播ニ
赤旗ヲ揚タタリ此時我松ノ士官ハ皆帆橋ニア
ンクノ機関部員ニモ事ニ對スル準備ヲ為チ
シコトヲ言送レリ既ニシテ浪速水雷一発ヲ放テ
續テ後側敵ヲ射セリ余ハ支那兵ノ暴舉ヲ避
ニ為シ此時ヲ以テ身ヲ海中ニ投セリ而シテ海面ニ
浮レタル時支那兵ノ為メニ射殺セシタル余ハ遂ニ
浪速ニ泳チ自ラ其端松ニ救ヒ上リタル此端松ハ歐洲
大少救フ為ニ他ノ一端救ト共ニ祭セシタルモノナリ

一 同書文中支那將官ハ其村如何ナル
余令ヲ祭シタルヤルノ向ニ對スル左ノ如シ
兵士ニ彈藥及ヒハ銃ヲ与ヘ獲術兵ニ命ズルニ若シ
浪速ニ隨行シ或ハ松ヲ棄テ去ラントスルノ徵候ア
ラ直ニ我等ヲ射殺スヘシトノコトヲ以テセリ

亦二号
一等運轉手ノ陳本(書目)抄出

浪速艦ノ命令ニ對スル支那人抵抗ノ状況ニ關シ
一層詳細陳述ヲ要スラハニ付更ニ左ニ陳述
ス
支那將官ハ信ヲノ説明ヲ受ヘヤ斯然全軍
カ命令ニ従從スルコトヲ拒ミタリ而シテ余等カ其
処置ノ愚ナルヲ論シタルヤ彼等ハ余等ノ生命ヲ
奪ヒシ者人ヲ附シ余等ニ於テ浪速艦ノ命令ニ服
從スルカ或ハ自ラ本艦ヲ去ルカ如キコトアラハ直ニ之
ヲレテ余等ヲ銃殺セシムトシタリ又本艦機件
手ノ一名ノ言ニ依リハ極閑師ハ機閑室ニ入ルコトヲ
妨ケレタリト

才三号 船長ノ陳述書ヨリ抄出

浪速艦ノ乗組員ニシテ高陞号押收ノ為
端機ヲ差向ニ於テハ支那兵ハ必彼等ヲ射殺
シタリト云フ事ハ確信ス

才四号 一等運轉手ノ陳述書ヨリ抄出

愚考ニ依レハ日本端機ニシテ本艦押收ノ目的
ヲ以テ再々本艦ニ近シクコトアラハ船中ノ支那人ハ
是カカヲ以テ之ニ抵抗シタルコトハ且最確ニ

才五号 船長ノ陳述書ヨリ抄出

水中ニ於テテノ周圍ニ雨注シタル彈丸ハ船中ヨリ支那
人ノ發銃ニタルモノトハ單ニ浪速艦ノ位置其艦
員ノ彈丸ノシテ余ニ到達スルコトヲハ余等ハ見
ルモ明ナルニナラス余ハ現ニ支那兵ノ余ニ發銃セ
者ヲ見タリ余ニ對シ發銃シタル彈丸ノ數ヲ以テ
見テ余等運轉手機閑師及接針手ハ支那兵
ノ發銃シタル銃丸ニヨリ殺セタル者アルハ甚々事
實ニ近キモノト考ヘザルヲ得ズ

才六号 一等運轉手ノ陳述書ヨリ抄出

水中ニ投シタル歐洲人ニ對シ支那人ノ發銃ニタル數ヲ以
テ看シハ歐洲人中陸ニ達スル以前必射殺セラレタルモノ
アリタルニ
余ノ水中ニ存テ高陞号ヨリ派キ去リタル際ニ船中
ノ支那人ハ余ニ發銃シタル是レ單ニ浪速高陞両艦
ニ對スル余ノ位置ヨリ見テ明カナルニナラス(其位地ヨリ
スニ浪速ノ彈丸正ハ余カ上ヲ越過スハケレハナリ)
余ハ儘ニ支那人ノ甲板上下甲板ノ船窓ヨリ發銃
スルヲ見受テタリ

才七号 接針手ノ陳述書ヨリ抄出

余ハ甲板ノ非常水桶ヲ見ニ以テ余カ生命ヲ保護スルニ足レリト思考シ直チニ之ヲ冠リテ水中ニ沈込タリ此時支那人ハ一時ニ五六挺ノ銃ヲ以テ舷志志ヨリ余ニ段々撃テタリ余ハ當テ員傷ニ至ルヘキ処ナラ僅ニ逃レテ共ニ一發ノ彈丸余ノ頭部ヲ貫テリ余ハ遂ニ氣絶シタリ余ノ同僚員ノ復スルヤ余ハスハニヤ人ニ余ハスハニヤ人ニ余ヲ救ヘ余ヲ救ヘト呼ビ直チニ一端被ニ救ヒ上ケラレタリ是レ日本軍艦ニ属スル端被ナリキ余ノ救上レタリ時ニ降シ端被乗組ノ士官ハ最早歐洲人ハ居ラサルヤ最早歐洲人ハ居ラサルヤト呼ビ母子タレ共余ハ疲勞甚シクシテ之ニ答スコトヲ待サリキ余ハ一救ハレタル外國人ニシテ引渡キ、船長其次ニ運轉手ヲ救ヒ上ケラレタリ

才八号

高陞号ヲ船長ノ陳述書ヲ抄出

高陞号ノ旅客フオンハ子ツケレハ独逸人ニト思ハレハ本船カ本船ヲ被テ向テ余ハ本船ニ乗ルヤ余ハ予ニ向テ余ノ乗船待居リシヤト問フ余ハ余カ乗船見ユトヲ知ラサリシ旨ヲ答フ此ニ於テ彼ハフオンハ子ツケレトテ各乗員ニ命ジテ高陞号ニ乗込朝鮮ニ行ク許可ヲ得タルコトヲ告セリ

余ハ乗込ノ將官及其他ノ支那士官ト航海中談話スコト多ク此自然余ヲシテ彼ノ余ニ對シ更ニ支那將校ニ對

關係ナシト語ニ余ニ拘ウレ支那將校ノ手番ト何等ノ關係ナク有ルモノナラヤノ疑ヲ起サシメタリ余ハ余ト支那人トノ間ノ通年者ナリ
フオンハ子ツケレハ身體未且使杜ニ高陞号ニ沈没後最終ニ彼ヲ見タルトキハ水中ニ在リシ時ニ余ハ余ヨリ遠ニ前ニ進ミ居リタルハ蓋シ泳テシヨバイル嶋ニ達セシナラン
余カ始テフオンハ子ツケレハ名ヲ聞キタルハ一八八七年ニシテ余ハ當時旅順口造船所建築受員會社ノ主幹ナリ

才九号

一等運轉手ノ陳述書ヲ抄出

高陞号ノ乗組ノ政人ニシテ私口貝ニ屬セサル中ニ一名ノ紳士アリ余ハ其独逸人ナルヲ信ス其姿勢ヲ以テ見レハ軍人トカ知シ彼ハ余ニ對シ草ニ自己ノ快樂ノ爲メ朝鮮ニ行ク旅客ニ稱スルモ乗組ノ支那士官ト相知ルモノナルコト明ニ彼ハ善ク支那語ヲ話サリ余ハ私用其他ノ爲メ本船、或ハ部員ニ兵士ノ出入ヲ禁シム等其他種々ノ事件ニテ支那兵ニ望ムル所ニ當リ屢彼ニ依頼シタルコトナリ
彼ハ弟ニ余ノ望ムカ如クニ其事務ヲ遂行セリ彼ハ浪速艦ノ被テ余ニ余ヲ救マントスルハ支那將官ト秘密ノ談合ヲ爲セリ余カ最終ニ彼ヲ見タル時ハ彼ハシヨバイル嶋ノ方向ニ向テ進ミ進メリ彼ハ

威勢ヨシ且巧ニ泳リ彼ハ一見四十歳前後ニ夫
夕高ク其髪黒ク惜ニ軍人ノ姿勢カアリ

才十号
案針子ノ陳述書ヲ抄出

船中ニ一名ノ旅客アリ余ハ其日耳曼人ナリ
信ス彼ハ不斷支那武官ト談話マシキハ他ノ
ニ多ク其ノ支那將官アリト云テ彼亦支那將官
ハ種々ト思フ

弟十号
松長ノ陳述書ヲ抄出

余ハ昨拍賣入契約書ノ文言、依リ支那日本間開
戦ノ機ニ臨マハ高陞号ハ支那政府ニ引渡シ歐洲人
士ニ其ハ秘ラ去レキ約定ナリト云テ知セリ

丁林人ニ関スル報告

高陞事件ニ付佐世保出張中更ニ捕獲秘探江
号ニ乘入居タル丁林人ニテ、セル、ニウレンスラトニ関
シテ調査ニ及處分シタル難末友ノ如シ
同人ハ支那軍機探江号ニ乘入居リ又シテ同
船ノ存庫ト共ニ佐世保ニ送致セリ
同今取業ハ電信技師ニ電信線建設共電信
行使共)明治十四年乃西曆千八百八十一年六個年
間ノ契約ニテ大北電信會社ノ傭員トナリ支那ニ来

明治十九年即西曆千八百八十六年迄該社ニ止ル
同年船ヲ支那帝國電信局ノ傭員トナリ直ニ朝鮮
ニ派出セラレタリ仁川京城義州線ノ建設ハ彼大ニ
力ヲカケタル云々同國ニテ昨年五月迄電信技師
トシテ昨年五月天津向ニ移リ該地ニテ補助員ト
シテ同國ノ支那ニ於テハ同國ノ奉取セハハ所謂イン
ペリアルイニテスラフアトニニストトシヨ之帝
國支那電政局)ト稱スルモノニテ純粹ノ支那政府
電信(兼ハ別物ト云ヘリ)仁川京城義州線ハ所
謂帝國支那電政局ノ官理ニ屬セリ同局天津
ニ本局ヲ置キ特ニ、道臺ヲ四置テ之ヲ官轄セリ
同人ノ傭条約ハ本年三月十日ニ終リ而シテ該条
約書ハ在朝鮮京城日耳曼領事館ニ預テアル故
ク以テ未タ改訂ノ手續ヲハ經ナレモ其後引續條給
ト受居リ電政局ト關係ハ未タ絶ヘズニ排スト自
白セリ同人目今俸給ハ月額二百五十弗ト云々同人ハ
多年ノ苦心ニテ八十餘圓ヲ貯蓄シ而シテ京城ニ於テ
ハ多少ノ財産(所謂家屋及貸金等)ナリ有セリ
ト云彼ノ今更ニ朝鮮行ハ首トシテ自己ノ財産ヲ致
乱ヨリ救フニテ道臺ヨリ一ク一戰故、為メ電信局
屬ノ財産ニ危險アラハ出来得ル丈ケ之ヲ保存スル
ノ手段ヲ取ルヘキ、訓令ヲ受ケルモ是特ニ派出ノ令
令ノ受ケルニ排スト云ヘリ彼ノ云々ニ於テハ仁川京城義
州線ハ若シ朝鮮政府ニテ適宜ノ代價ヲ賠償スルハ

朝鮮政府ノ有ト為不待ヘキ其時期ニ至ルハ一所
謂帝國支那電政局ニ届スト云ヘリ又京城電信局
ノ家屋朝鮮政府ノ所有トカ故ニ彼カ保存ノ訓令ヲ受
ルハ實際電信器械并備品及仁川局ノ家屋ニ居ス
ト云ヘリ彼ハ今四二箇月ノ賜暇ニ渡ルセントシタレテ
道達ノ紹介ニ因リ芝浦ヨリ操江ニ乘込メト云彼ノ云
ハハ彼ノ一身ノ全斑ヲ尽セルヤ否ハ確言ス可スト蓋ニ彼
ノ所請帝國支那電政局ト既關係ヲ有セリトノ自白
ハ以テ彼ノ一身ノ所分ヲ決スルニ足ルヲ以テ下官ハ更ニ追
査ヲ加ヘ奉テ為サレキ

彼ハ我軍艦ノ彼ヲ捕拿セシメ付テハ莫モ苦情ノ
理由ヲ有セサルノミナラス當時ノ情況ヲ以テスレハ我カ
軍艦ハ決シテ他ニ之ヲ處スルノ道ナカリシナ信シテ
奉テ明言セリ彼ハ八重山艦ニテ後送中並ニ佐世
保留置中ニ於テ是等ニ存子遇フベクナルナク是モ若
訴スベキ処ナシト明言セリ
彼ハ又云ヘリ開戦彼カ如キヲ知ラハ何カ事情アル
モ決シテ渡特ヲ企テリナシト彼ハ又朝鮮支那間ニ
於テ支那商船及日本郵船會社船ノ通航ノ絶ヘシ
為ノ操江ニ搭シタルヲ悔恨セリ彼ハ亦時身傍ノ不
健康ナルヲ嘆セリ又留置ノ延長シテ其一身ノ將來ノ
全ク破壊ニ归セシムト悲シク
彼ハ又一解放ヲ得ハ如何カ約テ三日マニテ發言
セリ下官ハ乃爾下ノ訓令ニ基キ別紙ノ如ク日清開戦

中々中央ト地方ト間ハ支那官省ノ使用ニ服マセコト
何サ等ノ事項ヲ問ハス日本ニ不利ト所為ヲ為サレコト及
朝鮮及上海以北ノ支那各港ニ行旅シ若シ久留置ナ
レトナリ誓約マシムル而シテ又南下及海軍大臣訓令ノ
旨ニ基キ鎮守府司令長官長官少將ト根據シ當
人即シケレンステットト本府ニ因リ之ヲ長崎ニ送付
スルノ議ヲ定メ少將ヨリ之ヲ當人ニ傳へ本月六日早天
士官一名ヲ付シテ之ヲ長崎ニ後送セタリ
是レ操江ヲ乘組丁持人ニ関スル取調及處分ノ要
領ニ茲ニ之ヲ報告ス

明治二十七年八月十日 法制局長官末松謙澄
外務大臣陸奥宗光殿
別紙

余ハ自ラ進ミ且自由ヲ以テ日本帝國政府ニ對シ
其代表者モ法制局長官末松謙澄閣下ニ依リ
茲ニ日清交戦中ハ中央ト地方ト間ハ清國政府ノ
為ニ行動シ若シハ其使用ニ被セサル事又在戰
争中ハ日本ノ利益ニ妨害トナルヘキ行為ハ一切之ヲ
為サレ事且戦争ノ進行中ハ一切上海ヨリ北ナル
支那各港ニ行旅シ若シハ居住シ又ハ一切朝鮮
ニ赴カサルコトヲ誓約スル條件ハ現今ノ戰爭終
極ニ至ラサル間ニ於テ之ヲ有効ナルヘシトノ趣意ヲ
以テ茲ニ之ヲ記述ス

一千八百九十四年八月五日

佐世保ニ於テ

エチビノミエヒニステツト

清國ノ宣戰上諭

七月初一日奉上諭朝鮮為我大清藩屬二百餘年歲修職貢為中外所知近十數年該國時多內亂朝廷字小為懷豈次孤兵前往戡定並派員勸導該國都城隨時保護本年四月間朝鮮又有土匪變亂該國王請兵援勦情詞迫切當即諭令李鴻章撥兵赴援甫抵長山匪徒星散乃倭人無故添兵突入漢城嗣又增兵萬餘迫使朝鮮更改國政種、軍、按

難以理論我朝總撫藩服其國內政事向令自理日本與朝鮮立約係屬其國更無以重兵欺壓強令革政之理各國公論皆以日本師出無名不合情理勸令撤兵和平商辦乃竟悍然不顧迄無成說及更陸續添兵相鮮百姓及中國商民日加騷擾是以添兵前往保護詎行至中途突有倭船多隻乘我不備在長山口外海面開砲轟擊傷我運船變作情狀殊非意料所及該國不遵條約不守公法任意鴟張專行謀計疊開自彼公論昭然用特布告天下俾曉悉於朝廷幹理此事實已仁

至義尽而倭人渝盟望豐無理已極
勢難再予姑容着李鴻章嚴飭孤出
各軍迅速進剿拿集雄師陸續進發
以拯邦民於塗炭並著沿江沿海各將
軍督撫及級兵大臣整飭戎行思有倭
人輪船駛入各口即行迎頭痛擊悉數
殲降毋得稍有退縮致于罪戾將地通
諭知之欽此

海軍告示第十一号

各鎮守府造私船於政府使用之屬
廿七由國私泊及外國船製造及修理
停止但海軍大臣許可受此之船限

アラス

明治廿七年八月十五日海軍大臣伯島謙西御後道

日才十二号

横濱加賀軍港之出入船舶心得左之通定

明治廿七年八月十五日署名同前

才一条 横濱加賀軍港之入港船舶
ハ觀音寺北方走水地角より本牧地角南面
標三七一線以外ハ禁行ナリ本更津人見出
一線以外ハ於テ進行ナリ本更津人見出
要招水先旗ヲ掲ク

才二条 横濱加賀軍港ヲ出港スル時ハ
除前条ノ信ヲ為スヘシ

才三条 横濱加賀軍港 於テ旗山哨塔若クハ
浦邊ニ燈台置スル船名ニハ萬國信号ヲ應
信旗ヲ掲ケ知渡事ニ於テ水路嚮導ヲ為スヘシ

才四条 横濱加賀軍港内ニ定期航海ニ從事
スル船泊及漁舟其他運搬舟ニ從事スル船ハ
豫メ横濱加賀鎮守府ノ許可ヲ受ケ知渡事ヲ
航路ノ指示ヲ受ケル

才五条 横濱賀軍港の出入日出口日没迄
限ハ但シ横濱加賀鎮守府ノ特許ヲ得ルモ此地
限ニテラス

勅令

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ軍事公債
條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

即名 即勅

明治二十七年八月十五日 各大臣副署

勅令才百四十四号

軍事公債條例

才一条 軍事公債ハ勅令才百四十三号
ニ依リ金額五十萬圓ヲ限リ漸次募集スルモト

才二条 此公債ノ利率ハ一箇年百分六
以下トシ元金償還ニ至ル迄毎年六月及十二月

兩度ニ之ヲ給フ

才三条 此公債ノ元金ハ詔書發行後ヨリ五箇年
據置其翌年ヨリ向五十箇年以内ニ償還ス

才四条 此公債ヲ募集スルニ付其総額假格利
十歩合意募集申込日限應募金拂込度敷其他必

要ノ事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

才五条 此公債償還ノ交付元利仕拂ニ関スル
時効法各ノ取扱其他此條例ヲ以テ規定セザル事

項ハ總テ明治十九年勅令才二十六号ノ整理公債条
例ニ拠ル

海軍省告示才十三号

吳軍港早瀬水道隱戸廣島灣那沙美海
峽ヲ出入スル普通船舶ハ早瀬水道ニ於テ早瀬太

明治二十七年八月十一日
海軍大臣 伯島計 西郷從道

才一条 吳軍港早瀬水道隱戸廣戸及那沙美
海峽ニ出入スル普通船舶ハ早瀬水道ニ於テ早瀬太

即崎ノ親休鼻ノ間隱戸瀨戸ニ於テハ双見鼻ヲ廻リ
那沙美海峽ニ於テハ黒神島ニ並ニテ進行ヲ止メ長

浪笛三声ヲ奏シ要招水先艦ヲ揚クハシ帆走船ハ流
船ト同一ノ所ヲ踏躑ヲ為スハシ嚮道ヲ知ハ此道知ニ

依リ水路ヲ引導スルヲ為スハシ
早瀬水道隱戸廣戸及那沙美海峽ヲ出港セ

一 故スル普通船泊ハ早瀬水道ニ於テハニツ子嶋ニ並ニ
 隠戸瀬戸ニ於テハ鍋井ノ沖那沙美水道ニ於テハ似ノ嶋
 大カクマ嶋近傍ニ於テ進行ヲ止メ長浪笛ニ声ヲ
 奏スヘシ帆走船ハ汽船ト同一ノルヲ知脚スヘシ
 導船ハ此通知ニ依リ水路高導ヲ為スヘシ
 夜間旌色ヲ識別シ得ルルハ要招ヲ水先旗ヲ揚
 グルニ前播上ニ赤灯一箇ヲ揚グヘシ
 才ニ条 向道船ハ前播上ニ萬國信号旗ヲ
 揚ケ夜間ハ赤灯二箇ヲ連揚スヘシ
 才ニ条 普通船泊ハ本令發布ノ日ヨリ日没ヨリ
 日出迄早瀬水道隠戸瀬戸及那沙美海峡ヲ通過
 スルヲ禁ス但長浪鎮守府司令長官ノ特許ヲ得ル
 モハ此限ニテス

海軍省告示第十四号

一 東京湾口及長崎港口ニ於テ水雷ヲ敷設スル
 二 依リ之ヲ進行スル普通船戰船ハ海軍省向導船
 案内ノ待ニ非ラハ出入スルヲ禁ス
 一 東京湾口及長崎港口日没後日出前
 於テ出入スルヲ禁ス
 一 本告示ハ明治二十七年八月二十二日正午ヨリ
 施行ス

明治二十七年八月十八日
 海軍大臣伯島西郷從道

入港

一 東京湾口ヲ出入スル船泊心得
 一 横濱高千穂東京湾口ヲ通行スル船泊ハ浦賀
 港南側ノ勢山ノ下房園ノ久保ノ鼻ヲ連結シタル
 一 線ニ達スル少シノ前又横濱港ヲ東京湾口ニ進
 出セシトスル船泊ハ田戸崎ノ猿島ノ北端トヲ連結シ
 タル迄長線ニ達スルヲ行進ヲ停止シ左ノ信号
 ヲ為シ水路ノ高導ヲ求ムヘシ
 一 海船ハ長浪笛ニ声ヲ發シ要招水先旗
 ヲ揚グヘシ
 一 帆走船ハ脚蹠ヲ為シ要招水先旗ヲ揚グヘシ
 一 同告示第十四号
 長崎港ノ出入スル船泊心得
 七年八月二十二日正午ヨリ施行ス
 明治二十七年八月十八日

海軍大臣伯島西郷從道

一 長崎港ノ出港セシトスル船泊ハ拔錨ノ時ヨリ要
 招水先旗ヲ揚ケ而シテ浪船トシテ長浪笛ニ声ヲ發
 奏シ出帆ノ後十管鼻ニ達スルニ於テハ海軍省向導船
 ノ案内ヲ待テ港ニテ進行シ平瀬ニ並フ迄ハ向導ニ從
 フヘシ
 一 長崎港ニ入港セシトスル船泊ハ平瀬トニツコナ
 瀬ヲ連結シタル一線外ニ於テ航進ヲ止メ左ノ信
 号ヲ為シ水路ノ高導ヲ求ムヘシ

一 汽船廿八長汽笛三声、徒奔、要招水先
旗ヲ掲ぐル
一 帆前船十ト十八船、為ニ要招水先旗ヲ
掲ぐル

領事ノ帰朝 八月十九日、時、午後

上海駐在ノ本邦領事大勲成徳氏、天津、向領
事、其川、代治氏、芝罘ノ領事、伊集院彦吉、即氏
及、各礼生、其ノ家族ト共ニ、昨十八日、香港ヨリ、揚子
入港、其佛部、ハ、ヤ、ラ、号、ニ、無事、帰朝、ス

八月五日 京城癸 同前

凱旋軍ハ五日未明、以テ漢江ノ一渡、取銅雀津
ヲ渡ル、成叙ノ戰、以テ清兵ノ退棄、以テ放帳、取十
旅、外人之ヲ持シ、先ツ進、又、次、以テ八門ノ大砲、ヲ、手
ノ、幸、ヲ、以テ、傷、ヲ、成、叙、ノ、戰、以テ、清、兵、ノ、退、棄、以テ、其、の
之、言、セ、ル、也、禮、ヲ、以テ、三、つ、我、軍、之、以テ、徐、々、以テ、進
ム、凱、旋、門、ト、見、ル、ハ、午、前、八、時、以テ、一、同、門、ヲ、
ヲ、駢、列、シ、旅、團、長、大、將、少、將、ハ、福、馬、中、將、上、原、大、佐、ト
共、ニ、凱、旋、門、ト、到、リ、畢、隊、ノ、奏、樂、ト、同、時、一、同、後、帽
ノ、致、礼、ヲ、表、ス、大、鳥、公、使、先、進、テ、凱、旋、門、ヲ、以テ、上、原、大、佐
ノ、持、テ、進、之、以テ、奉、久、用、友、邦、致、禮、ハ、朝、鮮、國、王、及、
軍、國、機、密、所、ヲ、表、ス、磨、墨、ノ、持、テ、進、之、以テ、凱、旋、門、
祝、ス、由、田、領、事、ト、共、ニ、本、居、留、人、民、ト、共、ニ、表、ス、凱、旋

の祝辞あり、大鳥公使之ヲ向テ、尚、早、ク、答、辞、ヲ、奉、ル、
時、奏、樂、又、声、再、以テ、大、鳥、公、使、天、皇、ヲ、為、獻、シ、唱、
一、同、之、ト、和、シ、大、鳥、少、將、朝、鮮、國、獨、立、ヲ、為、獻、シ、唱、
一、同、之、ト、和、シ、最、後、ト、奉、久、用、友、邦、日、本、軍、隊、ヲ、為、獻、シ、呼、
一、同、之、ト、和、シ、唱、和、十、山、ヲ、為、獻、シ、唱、セ、ル、計、ノ、
壯、觀、ヲ、呈、ル、茲、ヲ、以テ、武、令、ヲ、終、ル、我、軍、ノ、順、以、
凱、旋、門、ヲ、過、リ、進、リ、一、歩、調、合、音、ハ、奏、樂、ト、和、
更、ニ、壯、快、ヲ、添、テ、進、リ、是、時、凱、旋、門、ハ、意、ヲ、新、身、又、亦、
日、東、亞、洲、ノ、模、樣、ヲ、一、之、ヲ、仿、觀、ス、出、迎、ノ、兵、士、ハ、美、
也、ノ、情、ヲ、表、シ、石、師、ト、役、ト、結、合、シ、リ、テ、儀、ヲ、行、ハ、シ、
斯、ク、テ、我、軍、ノ、全、ク、旅、山、奉、送、シ、凱、旋、門、ヲ、以テ、午、前、
十、時、前、ヲ、過、リ、キ、

勅令

朕捕獲審檢令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公

布セシム

御名 御甬玉

明治二十七年八月二十日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵 西郷從道

外務大臣

陸奥宗光

日英条約改正

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐スル
日本國皇帝(御名)以書ヲ見ル有衆告
宣示ス

朕帝國ト大不列顛國ト交際ヲ永久
親睦ナラシムコトヲ欲シ明治二十七年七月
十六日倫敦ニ於テ兩國全權委員ノ記
名調印シテ通商航海條約ノ各条目
ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕ハ意ニ
適シ簡然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納
批准ス

神武天皇紀元二千五百五十四年明治二十

七年八月二十四日東京城ニ於テ親カシ名ヲ

署シ而シテ鈐ヤシム

御名 御璽

知令

朕捕獲審檢所及高等捕獲軍檢所

開設開スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

御名 御璽

明治二十七年九月二十

内閣
海軍
外務

大臣 副署

告示

勅令第百六十七号
明治二十七年九月五日ヲ捕獲審檢所及高等捕獲
審檢所ヲ開設ス
捕獲審檢所ハ之ヲ依世保ニ置ク

天橋凡の引渡

九月七日 時事新報

退散少の所を枕木を渡りて天橋上航所より馬
場三久氏所方の不帆帆天橋及び不政府の捕獲者
所より引渡せしむる者既に新聞を以て後救され
て引渡せしむる政府の内情の如何は知る所ならず
以て引渡せしむる経緯は如何なる事なるか知らざりし
に於て之を取押中可なりとて引渡せしむる所
者引渡せしむる事とて引渡せしむる政府の如何は
引渡せしむる日本に引渡せしむる事とて引渡せし
て引渡せしむる事とて引渡せしむる事とて引渡せし

閣令ニテ

自今軍人軍馬ハ後軍中義務トシテ官獲ヲ
辭使スルニ及ハス
明治二十七年九月七日内閣總理大臣伯爵齋藤實

軍律嚴正

香川知事松平片岡所屬の平民佐野作
浪成旅團臨時指揮官
陸軍部令第一等陸軍
八月二十七日
秋野久次郎

被告陸軍部用取上吉丸積載者物監督トシテ
同船乗以朝鮮國臨津江鎮西門河岸停泊中

上吉丸乗組水夫宮本原太郎ト共其之鴉野葉
類收年ノ為ノ明治二十七年八月十九日午後八時
頃傳馬松平上流ニ漸ク右岸新寺宿(津島)自
ソブチヨリソブチニ上陸シ被告ハ軍刀ヲ拔放シ共衆
人宮本原太郎ハ日本ツラ解ニ而シテ共ニ同村居
紳八林天陳ノ家ニ押入り被告ハ手ヲ以テ大ツラ示シ
匍匐且羽ヲ挽ク形狀ヲナシ鷄ヲ出セト迫ル紳人ハ
之ヲ解セズ南風ヲ吹セシキ其五個ヲ差ニ推ルル
軍刀ヲ以テ宮本原太郎ニ掛ケタル葉烟草一把ヲ把リ截リ
落シ之ヲ奪收シ猶軍刀ヲ一頭ヲ刺殺シ補
元陳ヲシテ道案内ヲ為サシメ其途中ニ於テ被告
ハ同紳人推スルノ経管一本ヲ奪收シタリ
右証憑ハ左ニ列叙スル諸証憑ニ依リ十分ニトス
一 被告人佐藤ノ家部
一 被告人共衆犯人宮本原太郎ニ対シテ理事
、詢問調書
一 陸軍部憲兵曹長益鶴章ノ具申書類
一 陸軍部憲兵上等兵佐木原太郎ノ捜査復
命書
一 共犯人宮本原太郎ノ推帯シタリ日本刀
一 上吉丸船中ニ於テ美押ハタル南風葉烟草
烟管
之ヲ法律ニ照スニ刑法第三百七十九條
第三段ノ即令ノ脅迫ニテ財物ヲ強取シ而シテ流罪ヲ

之ヲ法律ニ照スニ刑法第三百七十九條
第三段ノ即令ノ脅迫ニテ財物ヲ強取シ而シテ流罪ヲ

孝子之私不孝音聲之怨發在受惶惟望我
聖上之見諒今者未伏城外已極多日而九重深表
寸誠莫達謹派首領伏待命于江陰伏乞天地
父母俯鑑臣身之苦哀曲察臣身之斷無他
司取誠其速慢違命之罪斧鉞湯鑊亦所甘心
惶懼周措不知所達

陶國五百三年七月二十九日

死罪臣 朴泳孝原情

當有慶分矣

傳曰向日朴泳孝事倫其形跡則孰不曰可
誅察其心曲則實可哀情十年漂泊之餘
從志意斷之心其罪名特為文周以示寬大
之意

早瀬ニ戸杭通の禁 九月十九日
同上

水路亦長今回大の告示を以て
今般瀬の内度も多量の早瀬、戸の海底防粟の
為つ大漁物も決て少くを以て船泊の通航を
禁す

戦時酒保の規定

一 酒保は、於て販賣するに於て、各人の必設する
可し、其の法は、

二 各隊に於て、執行すべき酒保の物、別表に
定むるに準じ、之を執行すべし

三 別表に掲げざる酒保及船中、別表の例
(合人、凡七十二支)に準じ、人員相違の物も、推して
行せしむべし

四 酒保を要する運搬の人馬材料、各隊に
於て、適宜に備へ、但編制表内の人馬、使
用するに禁す

五 酒保物の追送、各補充隊に於て、該
隊に送品し、同一取扱すべし、其の責、概別
表に準じ、(別表参照)

右販賣品類ハ、刻烟草 塵紙 半紙
炭袋 鉛筆 晒布 摺附木
フランジの法航にと云

貴夫人贈品の謝辞

一本綿縮ハンカチーフ

今般遠征慰問として、品書の不出、寄贈に
預り、若月三十一日、并受、早速、麾下各隊へ
配布の上

皇太后陛下、優渥の慈旨、並各宮妃、殿下
思召の程、披露致候、深々、所尊志、誠、辱

皇太后陛下、優渥の慈旨、並各宮妃、殿下
思召の程、披露致候、深々、所尊志、誠、辱

皇太后陛下、優渥の慈旨、並各宮妃、殿下
思召の程、披露致候、深々、所尊志、誠、辱

皇太后陛下、優渥の慈旨、並各宮妃、殿下
思召の程、披露致候、深々、所尊志、誠、辱

受納仕候右一同之代り前拜を申述べ
奉_二候_一敬白

明治三十七年九月一日

西海艦隊司令長官相浦良道

兵贈婦人宛

公爵利夫人女子殿

朝鮮國王ノ賀詞 九月十八日

我邦國王陛下ハ宮内大臣奉載皇太子ノ
平據戰捷ノ賀詞ヲ野津中將ニ致スルニ
我大島公使ト申上リ其詞ハ左
奉旨平壤軍一可賀々々

宮内府大臣

野津師團長宛

清洲廣甲ノ破壊

九月廿一日
仁川發

去ハ九月三ノ帝國軍與浪速秋津阿ノ二隻
大連湾復奪メ付渡國度東興隊ノ一
此廣甲ノ認定スルヘキモノノ機上ニ
浪速秋津阿ノ運送スルモノヲ發見
シ尺ノ自ら爆発物ヲ以テ艦隊ヲ破
壞セリト云傳ハ此後更ハ是等ノ先兆
ノ事ハありハシ奉旨ニ告知申上
九月廿一日

伊東聯合艦隊司令官
大本 出

追撃軍ノ最近獲 九月廿一日
平壤發

昨嘉山郡ノ報告ニ該地ハ敵軍

小銃ノ彈藥二十万發ヲ他武蓋發

ヲ棄テ去リ敵兵退却ノ際津波及

嘉山ト於テ許多ノ人ヲ殺シ家ヲ燒

燬唐々極メテ是州ノ影ヲ多ク

多ク家屋ハ燒ク事ノ如ク

山縣 大將

大本 出

井上公使京城ニ入ル 十月二日
西事發後

詳末
之誤

新任朝鮮國駐在公使 井上伯の去月廿五日午後
一行の故軍國王殿下りの執使して外務省并
令を發せし仁川に赴きて公使を以て一々公使の
上陸の上を領事館に送り同公使の一行に
六の京城の公使館に入らる

軍奮馬歌 清國捕虜 譚述善

浩々一水湧流之於南洋煌々盛德
旋有之於東方軍奮志在軍漢觀
舟有橋(言其)將士心存君國萬壽無
疆軍民踴躍天降此祥(言其)且天祀
星霹靂如雷如擊驚濤波瀾雲天
霧地銀伏鯨沈去毒蟲鼠竄獨甯
鷹馬翱翔來樓(言其)義哉乎慶而
矣人傑地靈鳳凰來儀昔時神武服

詳末
之誤

前詳
服祥

東夷此比神武事更奇(言其)借問
人間何處有萬古嶺嶺帝王基

日清兩國兵士体格の比較 掲示

世人亦もこれハ則ち情なき兵ハ其体格力量
大に我兵に優ると云ハ之を信せざる何と云
ハ世人の此言徒に信ぜざる統計の之を
証明せし非ハ其表の信唐力不互地の各師兵
軍医部長十命信唐力に於て軍陣依其的
の洞悉をふさむ日ちちちして各地の体格
検査成績表を呈せり就中才三師團軍医
部長各口謙く呈せしもの取も精確之を以て
我兵の体格検査成績表と対照せし其の
僅に七十余名の統計ありて確るは余
を下りハ高きし馬も諸病の台に於て彼に
優るは不多し其意は所以のまは法固してを
撰兵に事理的の身体検査法を用ひたるは因
るもの故に我隊中に見らるるを得可き
偉大の壯兵往々彼の隊中に見らるるは一隊
と一伍と組み其統計を比較せし其の
不結果を見ハ之を此表を以て以て強兵を謀
ふに我兵生世のちつて力あるの一斑を知らへき

明治廿七年十二月

野戰衛生長官石黒忠憲識

日清兵体格比較

日本兵 清兵 西兵比較

年齢 二十一年 二十九年 清兵の 八年
五ヶ月 十ヶ月 長きもの 五ヶ月

身幹 五尺四寸 五尺五寸 清兵の 六分
五分

体重 十六女三百 十四女八 清兵の 一又六百
四十月 六百目 較きもの 四十月

物围 二尺八寸 二尺九寸 清兵の 一寸五分
一分 六分 大なるもの

呼吸袋 二寸三分 二寸二分 清兵の 一寸一分
長きもの 二寸 一厘 少きもの

肺氣 三十三百廿 三十五七 清兵の 五百二
三万仙米 九万仙米 少きもの 三万仙米

握力 四十一基 卅一基 清兵の 十基五米
五米 五米 弱きもの

備考 日本兵十係りもの各種兵入營後満
一年を經て検査し其成績より受檢兵員
八萬四千二百十八名之清兵十係りもの身骨健全
なる各種兵七十七名の検査成績より其在營年

限、最も長きもの二十年、最も短きもの三月、平均
三年八月、又年齢は最高五十五年、最低十
六年

井上公使奏議要項 十月廿八日 京城發

日改権ハ總テ一途ニシテカラス

凡そ一國ノ君主ガ其政權ヲ統一シ凡百ノ政令モ
ク君主ノ親裁ニ出ヘキハ万国ノ普通ノ理法ニシテ若シ君主
ト同ク政ヲ在ラスルモノアラバ命令王ニ直リ百官臣僚
其歸スル所ヲ知ルニ若シ忠實ニ職務ヲ尽スル能ハス諸
般ノ弊害皆之ヨリ生ゼシ也此ニ朝鮮國ニ於テハ是迄數
クテ君主アルト同様、次女アリ急遽ニ婚ニヤ要ス彼ノ
太後君ハ君主ニモアラス又臣僚ニモアラサルハ國政及廷
臣等ノ進退黜陟ニ容喙スルノ理由ナキナリ煩ヒシ
總テ是等ノ事ハ悉ク大君主ノ親裁ニ出サレ可ラス
又王妃トシテモ同ク國政ニ干預スヘキニ非ズ其詳細太
後君及宮内大臣ニ継述シ置キテハ御聽取ノ上御
確守アラレテ可キ也

日大君主ハ政務ヲ親裁スルノ權アリ

又法令ヲ守ルノ義務アリ

前ニホリカキテ大君主ハ政務ヲ親裁スルノ権アリトモ
又別ニ定ルル法令ニ基キ制定公布シタル法令ヲ
遵守シ國政ハ必各大臣ニ諮詢シタル上上裁断シ其
他官吏ノ進退黜陟等々関シテモ亦自己ノ意思ノミ
ニ隨テ擅ニ處断ス可ラス且一度法令ヲ出ストキハ
百士臣人民ハ國ヲ大君主トシテ切リ之ヲ犯ス可ラス

③ 王室ノ事務ハ國政ト分高セシムヘシ

朝鮮國ニテハ從来王室ノ関スル事務ト國家ノ政
務ト混淆シテ区別ヲナシテ為シ王室ハ是國政ハ
ハ是王室ニト無信レ隨テ人民ノ財產生命ハ王
室ノ一命ノ下ニ奪奪セラレシテ内官吏等モ力志ニ
國政ニ干預シ或ハ内官吏ノ進退ニ言議スルノ權ヲ
害アリ之ヲ矯正セシム王室ノ事務ハ宮内府ニ司
掌レ國政ハ總理大臣及各衙門大臣之ヲ行アリト
為サレ可ラス故ニ大君主ハモテ法令規則ニ定
ムル規制ヲ高レ撥ルニ國政大臣并ニ國務ニ卷キ
スニ重職以外ノモノヲシテ國政ニ干渉セシムルヲ
謀ニサレ可ラス

④ 王室ノ組織ヲ定メサレ可ラス

王室ハ國家ト國家ハ華國トハ高レ可ラス故ニ國
家ノ改革國ヲ謀ラント欲セハ亦王室ノ改革國ヲ

要ス依テ先王室ノ關スル制度及其組織ヲ定
漸次其基礎ヲ固メサレ可ラス

⑤ 議政府及各衙門ノ職務

權限ヲ定メサレ可ラス

議政府及各衙門ノ組織及職務權限ヲ定ムルハ法
令規則ヲ制定スルヲ要ス

⑥ 租税ハ一度支衙門ニシテ統一セシ

且人民ニ課スル租税ハ一定ノ率ヲ以テ
スルノ外ハ何モテノ名義方法ニ係ラス

ニテ徵集ス可ラス

從来朝鮮ニ於テ租税ヲ徵集スル公署ハ宮内府始
メトシ其他七八箇外アリ是等ハ各自ニ收入シテ各自
ニ支出セリ高其他ニ明礼宮及尚春坊等ニテ憑文
ト称スル一種特異ノ命令書ヲ發シ徵收ヲナスノ習
慣アリト云斯ノ如クナル故才一王室ト國政事務ト
ノ費用ヲ混合シテ之ニ財政ノ統一ヲ欠ク今後ハ
更テ一切ノ收支出入ヲ率テ度支衙門ノ權限ニ屬
セシムヘシ又租税ノ外官吏カ私ニ收斂シ甚シキハ

之ヲ拒ムモノハ區禁禁然討スル等ノ言アリテ人民ヲシテ業ニ安シメス故ニ地輦ヲ絶シ爲メ一定ノ稅別ニ定ムルハ之ニ似ラシムル可ラス斯ノ如クニシテ始テ富強ヲ望ムヘシ

⑦ 王室及各衙門ノ費用ヲ豫定

セサル可ラス

收入ヲ豫メテ支出ニ定ムルハ國家財政上極ノシテ必キ之故ニ毎年ノ歲入ヲ豫定シ之ニ似ラシテ王室并各衙門等ノ經費ヲ算定セサル可ラス又王室及政府ノ官吏ハ事務ノ割合ニ依リテ多ニ失スルモノ如キトハ經費節減上宜ク適當ノ員數ヲ定メ員ヲ淘汰セサル可ラス

⑧ 軍制ヲ定メサル可ラス

兵馬ノ權ハ大君ニ屬スヘキモノナリ現今ノ如ク之ヲ多數ノ將帥ノ下ニ分屬スルハ頗ル不可也且軍備ハ國家ノ基礎ヲ立ニクテ可ラズモテハ少クトモ内亂ヲ鎮定スルニ足ヘキ程ノ兵力ヲ養フニ必要ニ依テ節減シ得ル大ノ費用ヲ省キ歲入ノ一部ハ大ニ軍備費ニ充ルニ計畫ヲ爲セテ可ラス儲軍備ノ基礎ヲ立ニハ先士官ヲ養成スル途ヲ備キ兵卒ノ知識及經驗ヲ有スル者ヲ將

校ニ任スヘシ然レ共歲入ヲ量ラステテ後ニ軍備ヲ擴張スルハ適以テ財政ヲ紊乱スル効アルニ似レタゞ輕ニセシテ可ラス且陸軍ノ制度スラ未ダ立允今自ニ於テ海軍ナトハ未ダ着手スヘカラス是ハ他日陸軍ノ基礎ヲ鞏固トナリ歲入ニ餘裕アルノ時ニ至テ徐ニ計畫スルヲ善トス

⑨ 百事虚飾ヲ去誇大ノ教ナク

矯メサル可ラス

朝鮮國ノ常弊トシテ王室ヲ始メ各官署ニ至ルニ止百事誇大ヲ悦ム華飾自カラ得意トスモ如シ之カ爲メ冗費頗ル多シト聞ク是等ハ速ニ矯正シ且不必要ノ物品ヲ購求シ又ハ前金維持ノ方法ヲ改定スレテ不急ノ事業ヲ起スル等々事足可ラス王室ニテモ此際宜ク先善事ニ節儉ヲ勤メ以テ冗費ヲ除キ臣民ノ模範ヲ示セ

⑩ 刑律ヲ制定セサル可ラス

刑法及民法等ノ法律ヲ制定スルハ最モ急務ニ屬スレ共民法ノ制定ハ頗ル大事業ニシテ到底一朝一夕ニ爲シ得ヘキヲアラサレハ史記一着ニ旧刑律ヲ改正シ他國ノ刑法ヲ參酌シ國情ニ適

ニテ刑律ヲ定ムハ新クテ後人民ヲ討スルニ必
刑律ニ依リ刑律以外ハ假令大臣主ト出テ濫
クニ刑罰ヲ行フ可ラス又裁判官ノ獨立ハ裁判
公平ヲ保ツニ最必要ナルモノ故ニ漸次適當ノ人物
ヲ得テ之ニ裁判官ヲ行政官ヨリ分高シ一ノ
公署ヲ設置スヘシ

④ 敬言は察権ヲシテ一途ニ出シシテ可ラス

抑敬言は行政上其司法上必要ノモノニテ國家
ノ行政機關ニテク可ラサルモノハ其中其要務ハ人
民ノ生命財產ヲ保護シ且犯罪ヲ捜査スルニ
在ルヲ以テ適當ナル職權アルモノ、外溢ニ場ニ
テ使用シヌハ其命令ヲ受ケシム可ラス現制ノ
如ク警務廳外ニ巡捕ヲ採スル特異ノモノヲ
設クル如キハ最不可ニ故ニ一日モ早ク其等ノ弊害
ヲ除カサル可ラス且職務權限及敬言は察官登
用ニ關スル規則ハ另ニ制定セサル可ラス

⑤ 官吏ノ服務規律ヲ定テ之ヲ嚴

行セサル可ラス

凡一國ノ官吏タルモノハ清産ヲ職務ニ執キセサル可ラス賄
賂是直ハ定ニ政事ヲ紊ル其要ハ官吏ヲ以テ清産ナラシム

各相違フ俸給ヲ受ヘ位地ニ相違フ衣食住ヲ為サシム
現今ノ如ク官職ヲ賣リ若クハ請負的ノ者トナス如キハ
急速ニ改正ナラセバ可ラス又地方官衙組織ノ改正ハ
租稅賦課法ノ改正ト共ニ必要ナル急務ニ

⑥ 地方官權力ヲ制限シテ之ヲ中央

政府ニ收攬セサル可ラス

從來ノ慣例トシテ地方官ハ其管轄區域内ニ裁
判權及兵權ヲ有シ且中央政府ニ納ル定稅外
更ニ苛稅ヲ徵收セリ是皆責官ヨリ未ク弊ニシテ
地方官カ其官職ニ執任スルニ巨額ノ金員ヲ納ル
埋合マトシテ人民ヨリ收斂スルニ是等ハ頗ル不當ノ
權カニシテ人民ノ疾苦ヲ感スルニ皆之ニ因ル左ハ今
後ニ於テハ宜ク適當ノ度マテ之ヲ中央政府ニ收攬シ
内務衙門及度支衙門等ニテ監督スルノ法ヲ設ク
ヘシ尤モ責官ノ弊ハ其程改革ノ時ニテ嚴禁シタル
モ尚今後ニ生マシムル様嚴重ニ制ヲ設ケサル可
ラス

⑦ 官吏登用并免黜ノ規則ヲ設ケ

私意ヲ以テ之ヲ進退ス可ラス

大君主カ大臣ヲ進退スルニモ大臣カ不属官吏ナリ
點涉スルニモ一点ノ私怨又ハ私見ヲ挾マス只其職務
ノ適否如何ヲ鑑ミ規則ニ照シ公平ヲ專一トセザル可ラス
故ニ賄賂苞苴ヲ嚴禁スルト同時ニ官吏登用方法及
免黜規則ヲ設クシ

⑤ 勢權ノ爭奪又ハ猜疑齟齬ノ惡弊ハ

斷シテ之ヲ止メ政治上ニ復讐的觀念ヲ

抱カシム可ラス

改権ノ爭奪及治政上ノ復讐言ハ皆私慾私怨ヨリ
生ズ而シテ國政ノ紊乱ハ實ニ是ニ基因ス國政ハ早ク
公明ニ之ヲ斷シ一点ノ私心ヲ挾ク可ラス故ニ今日ヨリ
此等ノ惡弊ヲ排除スルノ法ヲ講スヘシ

⑥ 工務衙門ハ未タ必要ヲ認メス

目今ノ情勢工務衙門ヲ特置スル程ノ必要ナシ故ニ
農商衙門若クハ他ノ衙門ニ合併シ時機ノ到ルヲ待テ
更ニ之ヲ設置スヘシ

⑦ 軍國機務所ノ組織權限ヲ改メ可ラス

軍國機務所ノ權限稍大ニ失スルヤノ傾キアリ依テ之カ
組織ヲ改定シ法令ヲ立案スルノ權カヲ削減スヘシ

⑧ 熟練アル顧問官ヲ各衙門ニ聘用スヘシ

百事ヲ更革シ法規ヲ制定セシム其道ニ熟練アル顧
問官ヲ聘用スルニアラセハ到底其効ヲ著ケカクシ

⑨ 留學生ヲ日本ニ派遣スヘシ

人材ヲ養成シ且各科目ヲ研究セシムル為メ日本ニ留
學生ヲ派遣スヘシ

⑩ 國是一定ノ必要

獨立ノ基礎ヲ鞏固ニシテ內政ヲ改革セシム國是一定
ニ置テ宗廟ニ誓ヒシヲ臣民ニ宣布スルヲ要ス

右ノ外去六月二十二日付奏布セラレタル左ノ詔ハ國
王ノ親政ニ妨礙スルノ恐アルヲ以テ之ヲ取消サル可ニス
ル旨ヲ合セラテ奏談シタリ

六月二十二日傳言

傳曰凡今廢務遇有緊重事件先為就明于
太院君

同日

傳曰各國事例其軍務皆歸親王官轄本國

則海陸軍事務進明于太院君前裁決

右奏後ノ結果トシテ太院君引退ト同時ニ返被

發布ノ詔ヲ以テ取消サレタリ

天津赤十字社員旅順へ来祇

始末ノ内外國領事ノ証明書

同申事ノ天津を去ルルハ十一月廿七日の相違
云々呈出シテハ此書ハ左ノ如ク

証明書

此證書ヲ持テモ、ハ美國陸軍大尉キ
ヤレンジストエーテス、レンジヤン、スタツフ、コーフ
ヲ屬スル大尉ボーウアー、共ニサージョン、メイ
シヨ一(軍医)テイマー、トセキ、旅順内ニテ
トモニ旅順口ニ進出スルモ、其處ニテモ、代
明ス

一医師シロスマス、サトシヨシ、ギヤフ、テイイン、軍医、ビー
ストン、アル、エル、ソム、リン、医師、アイ、エ、イ、ヤンク

十八百九十四年十一月廿五日
於天津美國領事ヘシテ、リ、ブル、ストウ

証明書

丁、抹、代理、領事、ヒ、ヨラス、テ、ラ、テ、ウ、ハ、支、那、高、松、回、南
口、天津、ヲ、於、ケル、私、立、赤、十、字、社、員、ノ、来、上、志

其、公、理、上、而、テ、本、社、ノ、旅、順、口、向、ハ、支、那
員、傷、兵、ヲ、救、セ、帰、リ、天津、ヲ、於、ケル、社、員、於、テ、治、療
ヲ、為、ス、ル、ハ、為、シ、進、出、ス、ル、モ、其、處、ニ、テ、明、ス

又、赤、十、字、社、ノ、一、人、ノ、於、南、口、ニ、テ、一、抹、
臣、氏、ナ、リ、エ、ラ、ラ、イ、ダ、ム、ヲ、持、リ、自、由、ト、シ、本、社、員、ノ、保
護、ヲ、受、ル、ル、故、ノ、天、取、ル、全、ク、一、持、ノ、様、而、世、話
被、成、下、度、天津、ヲ、於、ケル、丁、抹、領、事、ノ、所、依、頼、ス、及

十八百九十六年十一月廿二日

於天津丁抹代理領事エツナラフテ

証明書

余、ハイ、ラー、テ、ニ、君、カ、天津、赤、十、字、社、員、書、代、並、會
計、上、ニ、天津、ヲ、於、ケル、合、衆、國、領、事、ヲ、シ、テ、明、ス
旅、順、口、進、出、ス、ル、モ、同、南、口、向、居、監、視、ノ、下、
屬、ト、シ、ハ、之、分、ノ、便、益、ヲ、上、ヘ、ル、向、港、ノ、航、路、目、的
ヲ、全、ク、ラ、シ、キ、其、中、分、ヲ、尽、ク、サ、セ、給、ル、ハ、モ、依、頼、ス

十八百九十六年十一月廿二日

於天津合衆國領事シラムベリド

公文書

合衆國副領事、デン、チ、ヤ、リ、リ、一、医、官、ア、ウ、ヒ、ト、ニ、ス

第十九条 年金受取者死亡シタルトキハ遺族又ハ親戚ヨリ
年金支給主位者ノ地方廳ニ届出スル

地方廳 於テ最終期ノ年金支給アルトキハ其旨ヲ收
入課長ヨリ遺納スル

金銭遺産 年金受取者ノ依リ年金ヲ継受スルキ遺
族又トキハ其賜期滿後ノ後遺納スルモノトス

年金証書 遺納アルトキハ遺納高ハ之ヲ大凡有
通知スル

第十九条 遺族ニ年金ヲ賜フトキハ其順序ハ如シ
一 寡婦 二 孤兒 三 父 四 母 五 祖父 六 祖母

孤兒數人アルトキハ家長相俟テ賜フ其他ハ男子ヲ失
ニシ女子ヲ後ニ順次年長者ニ賜フ

第十九条 此規則ニ於テ孤兒トシテ年終二十歳未滿ノ男
子ニシテ未タ結婚セザルモノトス

第十九条 年金ヲ継受スル者死亡シテ其遺族又ハ公権
ノ利益者若クハ停止セシタルトキハ第十九条ノ順序ニ依リ年金ヲ継
受スルキ者ニ之ヲ賜フ

年金ヲ継受シタル寡婦再婚シタルトキハ孤兒年終二十歳ニ
達シ若クハ結婚シタルトキ亦前項ニ同シ

第十九条 年金ヲ継受シタル者年金支給ヲ受ケル前ニ於
テ前年ノ事故生シタルトキハ其期ノ年金ハ次ノ継受スルキ者
ニ賜フ

第十九条 年金ヲ継受セシタル遺族ハ受領者最終期
ノ年金給済ノ後署名捺印シタル領書一紙又ハ其後入ル

遺書ハハシニ親族ニ名親族ナキトキハ居住地ノ戸主ニ名連署
シ市町村長(市制町村制ヲ施行セザル地方ニ於テハ区長)長ト
ス以下ニ做フ)ノ印ヲ受ケ且市町村長ノ証明シタル戸籍ノ写
本年金証書トシテ添附シ年金支給主位者ノ地方廳ニ提出スル

地方長官前項ノ名面ヲ受取タルトキハ之ヲ遺族ニ遺納スル
憑証ニ申渡スル

第十九条 遺族債權ハ前項ノ領書ニ記載スル許可受取
アルトシテ之トキハ年金証書表面ニ之ヲ事由ヲ記載シ年金支給
給主位者ノ地方廳ニ送付スル下付シ其旨ヲ大凡有ニ通知スル

第十九条 遺族間年金ヲ継受セシタルトキモ亦前項ニ依
例ニ依ル

第十九条 遺族債權者有ル者犯罪訴テ受ケ拘留(保釈責付
亦同)以下ニ做フ)セラレタルトキハ拘留ノ日ヨリ放棄ノ日迄
年金ノ支給ヲ停止シ榮養費ヲ行辱ノ不為ニ依リ遺族間年金ヲ継受
セシタル者ハ其罪停止ノ日ヨリ年金ノ支給ヲ罷止ス

輕禁錮以下ノ刑ヲ受ケ遺族間年金ヲ継受スル者ハ其犯罪
ノ訴ヲ受ケ拘留セラレタル日ヨリ刑期終リタル日迄年金ノ支給ヲ
停止ス

第十九条 年金受領者失踪シタルトキハ其踪跡分明トナ
ルニ後失蹤中ニ受取ヘキ年金ヲ支給ス

年金受領者失踪中 年金支給ヲ停止スルハ其旨ヲ地方廳
ヨリ認定スルトキハ年金支給主位者ノ地方廳ハ年金ノ支給ヲ
猶豫シ其旨ヲ遺族間ニ通知スル

第十九条 年金ノ支給ヲ四能クシタル者ハ其罪以前ノ

分り支給シ其傳之元者ハ其間ノ多ヲ控除シ之ヲ
支給シ又支給額ノ各日割ヲ以テ計算ス

年金ノ支給ヲ傳四條セシメ凡者其傳品以前ノ分ヲ受
クキ場合ニ於テ其年金支給ノ期月拘留若ハ刑期中
ニカトキハ次回ノ期月ニ於テ之ヲ支給ス

方ニ十年ハ火災盜難等ニ依リ年金証書ヲ亡失シタルトキ
ハ年金ノ支給証書ノ書号ノ年金額及亡失ノ事由ヲ具シ年
金支給主任官ノ地方廳ニ届出ヘシ

地方長官前項ノ届出ヲ受テ之トキハ其事案ヲ調査シ
賞金額向ニ申牒スヘシ賞金額向必款ハ新ニ年金証書ヲ
作り其背面ニ再度授与ノ旨ヲ記載シ該地方ニ駐テ經テ
本人ニ下附スヘシ但亡失シタル年金証書ヲ發見シタルトキハ

直ニ地方廳ニ經テ賞金額向ニ還納スヘシ
年金証書ヲ亡失ノ為メ年金ヲ受取ルコト能ハズ者ハ新年
金代出ヲ授与シタル次ノ年金支給期月ニ其ノ年金ヲ併セ
支給ス

方ニ二十年 年金受領者姓名ヲ改メタルトキハ市町村長
ノ証明下ニ居書メ年金代出ニ添へ年金支給主任官ノ地方
廳ニ提出スヘシ地方長官ハ年金証書ノ背面ニ其事由
ヲ記載シ署名捺印ノ上本人ニ下付シ其旨ヲ賞金額向
及大蔵省ニ通知スヘシ

方ニ二十年 我列外ノ職務ニ當ルモノハ後述ノ如ク別段不授
能ク其職務ヲ全フシ以テ其軍隊軍隊ノ危急ヲ救ヒ
修利ノ道ヲ開キ其功卓著ナル者

方ニ二十年 優等ノ功ト稱シ之ヲ全敗ニ序セシモノ
ハ全軍隊利ノ原因トナルハ其功著シク付タルモノ

方ニ二十年 敵ノ要塞ヲ奪取シ為メニ敵軍ノ志ヲ沮
喪セシメ以テ我軍ノ一進ヲ撤兵ノ命令ヲ受ル迄之ヲ拒守
シタルモノ

方ニ二十年 我軍要塞破毀若クハ砲臺攻圍ヲ受ルニ當リ
挑敵若クハ他ノ方策ヲ以テ敵ヲ其方面ニ牽制シ其間ニ於
テ撥兵ハ若クハ軍需品ヲ該要塞破毀若クハ他ノ方面ニ入ル
コトヲ得セシタルモノ

方ニ二十年 内敵以上ナル敵ノ嚴守シタル陣地破毀ニ功
ヲ攻撃シテ之ヲ奪取シタルモノ

方ニ二十年 倍數以上ノ敵ニ攻撃セラルニ當リ之ヲ擊退シ

方ニ二十年 倍數以上ノ敵ニ攻撃セラルニ當リ之ヲ擊退シ

方ニ二十年 倍數以上ノ敵ニ攻撃セラルニ當リ之ヲ擊退シ

方ニ二十年 倍數以上ノ敵ニ攻撃セラルニ當リ之ヲ擊退シ

方ニ二十年 倍數以上ノ敵ニ攻撃セラルニ當リ之ヲ擊退シ

方ニ二十年 倍數以上ノ敵ニ攻撃セラルニ當リ之ヲ擊退シ

方ニ二十年 倍數以上ノ敵ニ攻撃セラルニ當リ之ヲ擊退シ

敵少陣地破壁を破るノ防禦ヲ全クシタルモノ
ノ三十一條 敵ノ重圍ニ陥ル能ク部下ノ經テ一カヲ破
ル軍ニ合シタルモノ

ノ三十三條 倍數以上ノ敵ヲ擊破シ以テ友軍ヲ重圍
中ニ極テ得タル者

ノ三十四條 戰術ヲ奮進敵ノ隊旗一カヲ奪取シ等キ
價値凡者破壁ヲ奪取シ若クハ敵ニ奪取セラシタル軍
旗破壁ヲ奪取シタルモノ

ノ三十五條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ敵ノ陣地破壁破壁
ニ突登リ以テ後軍陣ニシテ奪取スルノ便宜ヲ与ヘタルモノ

ノ三十六條 敵前渡河戰術ニ於テ岸邊岸ニ連シテ
全軍ノ渡河ヲ掩護シタルモノ

ノ三十七條 本軍獲勝ノ直ニ是ニ當テテ之ヲ攻撃シ其後
勢ノ敵ヲ防止シ本軍ヲシテ其目的ヲ達セシタルモノ

ノ三十八條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ敵ヲ潰走セシテ遂斷
セラシタルモノ

ノ三十九條 危險ヲ冒シテ我軍要地ノ防衛ニ陣地ヲ設ケ
以テ此處ヲ而テ攻取ラズ敵ヲ拒止シ之為ニ此處ヲ敵軍ニ奪取セザル
モノ

ノ四十條 侵略ヲ敵ノ上陸セシラス海岸ヲ守備シ其ノ
上陸ヲ防止シ得タルモノ

ノ四十一條 代隊ノ大カク藉ラス侵略ヲ敵ノ攻撃ヲシテ之ヲ
擾亂潰走ニ至ラシメタル騎兵隊長

ノ四十二條 巧ニ敵兵ヲ指揮シ以テ倍スル敵ノ破壁ヲ潰嘿
セシメタル者

ノ四十三條 侵略ヲ敵ノ攻撃セズニ當リ破壁ノ力ヲ以テ
敵ノ同數以上ノ敵ヲ破壁隊ノ前進ヲ防止シ若クハ其破壁
ヲ潰嘿セシメ其結果ニ因リ敵ノ潰走ニ至ラシメタルモノ

ノ四十四條 敵ノ軍寨ヲ攻撃スルニ當リ巧ニ敵兵ヲ指揮
シテ其軍寨ヲ破壁シテ敵軍ヲ侵入シ其軍寨ヲ奪取
セシメタルモノ

ノ四十五條 敵ノ軍寨ヲ破壁シテ敵ヲ破壁若クハ
軍寨破壁ヲ破壁シ少クモ二十四日間以上破壁ヲ潰嘿セシメ
タルモノ

ノ四十六條 匪軍王冠ニ敵ノ包圍攻撃ヲ受ルニ當リ敵ヲ
破壁シテ其破壁ヲ破壁シテ數日間其用ヲ失ハシメ以テ其守
兵ニ驚怖ヲ與ヘタルモノ

ノ四十七條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ
ノ四十八條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ
ノ四十九條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ

ノ五十條 背負ニ當リ猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ
若クハ陣地ヲ設ケ以テ本隊ニ安全ノ背負ヲ為サシメタルモノ

ノ五十一條 敵ノ守城ニ對シテ其軍寨破壁ニ至リテ其守城ヲ破
壁シタルモノ

ノ五十二條 危險ヲ冒シテ我軍軍寨破壁ニ至リテ其破壁ヲ
修理シ敵ノ侵入ヲ防止シ若クハ敵ヲシテ更ニ破壁ヲ作ルヲ
限ラセタルモノ

敵少陣地破壁を破るノ防禦ヲ全クシタルモノ
ノ三十一條 敵ノ重圍ニ陥ル能ク部下ノ經テ一カヲ破
ル軍ニ合シタルモノ

ノ三十三條 倍數以上ノ敵ヲ擊破シ以テ友軍ヲ重圍
中ニ極テ得タル者

ノ三十四條 戰術ヲ奮進敵ノ隊旗一カヲ奪取シ等キ
價値凡者破壁ヲ奪取シ若クハ敵ニ奪取セラシタル軍
旗破壁ヲ奪取シタルモノ

ノ三十五條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ敵ノ陣地破壁破壁
ニ突登リ以テ後軍陣ニシテ奪取スルノ便宜ヲ与ヘタルモノ

ノ三十六條 敵前渡河戰術ニ於テ岸邊岸ニ連シテ
全軍ノ渡河ヲ掩護シタルモノ

ノ三十七條 本軍獲勝ノ直ニ是ニ當テテ之ヲ攻撃シ其後
勢ノ敵ヲ防止シ本軍ヲシテ其目的ヲ達セシタルモノ

ノ三十八條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ敵ヲ潰走セシテ遂斷
セラシタルモノ

ノ三十九條 危險ヲ冒シテ我軍要地ノ防衛ニ陣地ヲ設ケ
以テ此處ヲ而テ攻取ラズ敵ヲ拒止シ之為ニ此處ヲ敵軍ニ奪取セザル
モノ

ノ四十條 侵略ヲ敵ノ上陸セシラス海岸ヲ守備シ其ノ
上陸ヲ防止シ得タルモノ

ノ四十一條 代隊ノ大カク藉ラス侵略ヲ敵ノ攻撃ヲシテ之ヲ
擾亂潰走ニ至ラシメタル騎兵隊長

ノ四十二條 巧ニ敵兵ヲ指揮シ以テ倍スル敵ノ破壁ヲ潰嘿
セシメタル者

ノ四十三條 侵略ヲ敵ノ攻撃セズニ當リ破壁ノ力ヲ以テ
敵ノ同數以上ノ敵ヲ破壁隊ノ前進ヲ防止シ若クハ其破壁
ヲ潰嘿セシメ其結果ニ因リ敵ノ潰走ニ至ラシメタルモノ

ノ四十四條 敵ノ軍寨ヲ攻撃スルニ當リ巧ニ敵兵ヲ指揮
シテ其軍寨ヲ破壁シテ敵軍ヲ侵入シ其軍寨ヲ奪取
セシメタルモノ

ノ四十五條 敵ノ軍寨ヲ破壁シテ敵ヲ破壁若クハ
軍寨破壁ヲ破壁シ少クモ二十四日間以上破壁ヲ潰嘿セシメ
タルモノ

ノ四十六條 匪軍王冠ニ敵ノ包圍攻撃ヲ受ルニ當リ敵ヲ
破壁シテ其破壁ヲ破壁シテ數日間其用ヲ失ハシメ以テ其守
兵ニ驚怖ヲ與ヘタルモノ

ノ四十七條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ
ノ四十八條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ
ノ四十九條 猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ

ノ五十條 背負ニ當リ猛烈ニ敵大ヲ冒シテ橋梁ヲ破壁シ
若クハ陣地ヲ設ケ以テ本隊ニ安全ノ背負ヲ為サシメタルモノ

ノ五十一條 敵ノ守城ニ對シテ其軍寨破壁ニ至リテ其守城ヲ破
壁シタルモノ

ノ五十二條 危險ヲ冒シテ我軍軍寨破壁ニ至リテ其破壁ヲ
修理シ敵ノ侵入ヲ防止シ若クハ敵ヲシテ更ニ破壁ヲ作ルヲ
限ラセタルモノ

才五十三条 優勢に敵軍又ハ破るに直捷に我ト
始ト同力カ、証軍ト抗戦シテ勝利トシテ、敵軍艦ヲ捕
獲シ入レ之ヲ沈没セシメ、若クハ其戦力ヲ失ハシメタルモ、
才五十四条 敵艦に於テ、敵艦隊ノ一部ヲ衝破シ
以テ勝利トシタルハ、其戦力ヲ助ケタルモ、
才五十五条 敵軍ノ防備堅固トシテ、顧ミズ其布設セル
水雷入レ陸軍物、撤却基ハ破壊シ以テ我軍艦ノ進路ヲ開
キ、揚子占ムハ、其実行ヲ容易トシタルモ、
才五十六条 優勢に敵軍ノ攻圍ヲ受ケタル我艦若クハ
封鎖セル我艦、港灣ニ運輸ノ途ヲ閉ジテ苦戦シ以テ敵
ノ其目的ヲ達セタルモ、
才五十七条 他ノ応援ナリ我ヲ優勢に敵艦に攻取テ
セシ敵ヲ捕奪シ免シ各艦ヲ保持シテ後帰シタルモ、
才五十八条 多数ノ砲台ヲ設送スルニ當リ、我ヲ優勢
十九敵軍ニ遭出シ劇戦ノ後、其砲台ヲ安全ニ場ニ抗
到セシメタルモ、
才五十九条 敵ノ守備セル敵ノ破るに港灣若クハ市街ヲ
攻取リ占領シタルモ、
才六十条 優勢に敵軍ヲ擁護スル我艦、我軍艦
ヲ奪還シタルモ、
才六十一条 守備セル敵ノ港灣内ニ進入シ敵ノ艦船又ハ水
雷艇ヲ捕獲シ若クハ之ヲ破壊シタルモ、
才六十二条 水雷ヲ備ヘタル敵艦ニシテ、危險ヲ侵シ水雷ヲ放
テ敵艦ニ著シキ危害ヲ与ヘ始ト、敵艦カク失ハシタルモ、

才六十三条 敵艦ニ撞着シテ、其捕奪スルニ當リ、先登セル
艦トシテ、敵艦ノ沈没トシテ、其戦力ヲ削グルハ、優勢に
防止スルニ至ラシメタルモ、
才六十四条 敵艦中ニ一艦ノ運命ニ俾ル毀傷ヲ生シタルキ
又ハ、然ルニ其艦ニ接近シ、揚子ニ起ル火災ヲ消滅セシ
ムト、挺身テ危険ヲ冒シ、危急ノ処置ヲシテ、其艦ノ入テ
スル得セルシ、又ハ其延焼ヲ防止シタルモ、
才六十五条 我軍ノ上陸セルニ當リ、猛烈に敵大ヲ
肩ニ倒後、揚子海峯ノ支登レ上陸シ、遂ケルニ至ラシメタル
モ、

陸海軍准士官下士官卒

才六十六条 操縦ノ成功ヲ奏シタル將校ヲ指揮下ニシテ
能ク之ヲ擢テ、勲作シ、其功ヲ奏スルカ、ソノ功最モ力
アリト認メテシタルモ、
才六十七条 特異ノ功ヲ顯シ以テ一隊若クハ一艦又ハ全軍ノ
士氣ヲ鼓舞作直シ、又ハ之カ、力ヲ効利ノ道ヲ示シタルモ、
才六十八条 敵ノ守備線ヲ通過シ、使令ヲ全クシ、又ハ其、後、月
夜ノ任ニ當リ、全ク其目的ヲ達シタルモ、
才六十九条 敵艦中ニ奮進シ、敵ノ艦隊ニ對シテ、我軍艦ニ等シ、優値
セルモノ、破壊ヲ奪取シ、若クハ、敵ニ奪取セルモノ、我軍艦、砲
臺ヲ奪還シタルモ、
才七十条 戰國中、敵ノ將士、或ハ上長官ヲ生擒シ、若クハ
我將校ヲ敵ノ生擒、又ハ、危險ノ中ヨリ、奪還シタルモ、

第百七十五條 戰陣中將校志若戰敗若ハ重傷ヲ受
 指揮ヲ執ル者ナキトキニ力ヲ用テ指揮ヲ執リ隊列ヲ紊乱
 セシムルコトヲ固ク忌ミ守シテハ敵兵ヲ撃退シタ
 第百七十六條 以撃ニ守リ被る者率先敵ノ防中ニ事ヲ施
 シ軍國ノ秩序ニ乱レシムル者率先敵ノ防中ニ事ヲ施
 第百七十七條 敵兵我陣地侵入シ以テ奪取スル者率先敵
 第百七十八條 敵兵我陣地侵入シ以テ奪取スル者率先敵
 第百七十九條 敵兵我陣地侵入シ以テ奪取スル者率先敵
 第百八十條 敵兵我陣地侵入シ以テ奪取スル者率先敵
 第百八十一條 敵兵我陣地侵入シ以テ奪取スル者率先敵

軍司令官又ハ其隊司令官長官ニ於テハ
 其指揮令書ノ書式
 第何号ノ用紙ハ善再詳令紙ノ用二
 官位勲章附 氏名

大元帥陛下ノ御名ヲ以テ 陛下ヨリ假セタ
 職權ニ基キ何月何日某地ニ於テ差ヒタ
 七被辱ノ功ヲ賞スルニ為メ勲章調査委員
 ノ決議ヲ經テ御ノ功何級ニ叙シ金錨勲章ヲ
 授ケ共ニ

某地軍司令官又ハ其隊司令官長官ニ於テ
 軍司令官(其隊司令官長官)官位勲
 章氏名(印) (別紙圖面見ル)

太子鴻之軍の書翰

北支那日、新田ノ先攻テトリノガリ本ノ時尙也
 本陣軍ヲ存存總理大臣ヘノ書翰ハ九ノヤ
 報セ
 欽差大臣兵部尚書伯爵太子鴻之軍總理大臣

存存伯國下啓也
我大清自古未平和を以て各國に對するの
政略を専ら獨り不幸ありて貴國も争を生
情を交して戰闘を起しりされし人民の難
状を慮りて茲に兩國海陸の兵を以て一時未
つるを止むべきを提議す

我皇帝陛下に此書を上奏し、陛下の詔を
を待とう

テトリンクは多年以前に在りて誠實を語り、
もつて小の彼を細く申合ひて早速日本に赴き、
調停を計らむとて李鴻章を命じて日本との
兵李鴻章を経て解急を談判の模様を候す
電報を以て

依て一等の官位を有するテトリンクを以て本書
を携へ東京に赴くべし且如何なる條件を以て平和
を恢復し再び舊時の文情を足らざるを尋
ねしむ閣下何卒テトリンクに之を説き人を請ふ
云し

光緒二十年十月二十一日（一千八百九十四年十
月十八日）

桂師團長書に佛國宣教

師に書す

牛乳に於て宣教師諸君 日本帝國を以ては
國に對し戦ふを宣するの止むを得ざるや、
國に貴下等の況を洋悉く知らん我軍諸
國政府を以て道坎の存するを知らんを以て
作戦上府へ向する結果として耶蘇教徒の居
住する地方を奪ふ際、余貴下等が告ぐに傳
兵の辱むの極を恐るべきを以てせんは、何れ
余の國教の始り得るは、是れを依り傳兵の連累も
不奪を呈せざるは、我軍隊の之を及ぶ斯く
わき野蠻的の事業は、大に之を援作し依る來るの無
幸の民を保護せんが為成り得る限りの力を尽
つたり而して、耶蘇教徒の如きは特別保護の主眼
なり故に貴下等の中先此言を採らざるもの以上の
主旨を耶蘇教徒に勿論其他の住民も傳へ各
安堵して事業に就くべき事を教諭するの事を
採ら火事を希望す

自海軍師團司令部
十二月十三日大日本第一軍先鋒司令官桂中將

佛國宣教師の面会

主將閣下余の耶蘇教徒を以て土人共と安堵して事
業に復すべしと申すは、人共の對する閣下の苦諭
に接し、閣下を以て閣下を報せし名譽を有す
主將閣下は、市民の順を以て決て抵抗す

へきもの子非も彼等ハ其利益の爲め閣下の庇護を
嘆願せんとす余亦依頼せし偶も其論を堪え
るを得ぬハ余ハ固り余の教徒及び其市民の
幸福之に過ぎざる余ハ彼等の如く神を讃謝す
べきに速し来れ閣下ハ彼等ハ我をよむべし
主將閣下余ハ閣下の隆盛を夜もいと願ふ余の
敬意と謝意を呈す
千八百九十四年十二月十四日於牛莊

佛國人子て滿洲派遣の耶蘇宣教師
エフ フルータン

天津赤十字社の返書

余ハ天津赤十字社の依頼に應じ立派に回南口
天津赤十字社に於て十一月三十日の閣下の
御返書に答へんとす
吾人の赤十字社を創立ししは亦やハ此度の戦争
に於ける負傷者の苦痛を救ふに在りしに在り
り而して吾人の今回旅順口の航行を企てる理中ハ
日中陸軍と医の治療に能ふ人数が過多の負傷者
を生じしと思考せしを以て之を果して是れ閣下ハ
博愛の主義を以て負傷者兵を救護して保護
せらるの権利を放棄せらるべしと思考せしを以て
吾人の日本野戦病院に送る負傷者十餘人其の

手吉とあり得しは且貴軍に於てハ慈善博愛の
主義に基き負傷者の彼等の別なく治療を施さ
るを知り大に欣せし
吾人赤十字社の閣下の懇切な御返書に對し謝意を表せ
んとす

是れ亦我々吾人の補助を要する如き場合生ぜしハ
吾人の目下至急閣下の保護を受け居るに同様
日本軍に在るの保護を受けしを幸と傳へしを以て
信す
余ハ茲に閣下と吾社の旅順口航行報告書一冊を呈し
閣下の一覽に供せんとす此後首再持

天津赤十字社各答書訳兼會計員
天津に於て、 シーヂーテニー
千八百九十四年十二月十四日
日本帝國軍司令官閣下

天津赤十字社

夫れ天津赤十字社設立の爲め補助を蒙るに
状を蒙りしに閣下の方の内外人の均しく之に同意を表せ
らば骨力差しくハ資金を以て此事業を以て分助
せらるべきことを約せしに閣下の御返書に對し
當社に今回負傷者を救助せしを旅順口の航行に

結果を報告せしむる旨の指示を
人々も即行執行して赤十字社直接の目的ハ
達し得たり。最も行年を間接の結果を収め
らるる是也。

才一 当社の清國首領より当社の中絶し其目的
的を公然と承認せられり。蓋李鴻章閣下ハ左
の誤認をへりしを認め、之を以て之即ち
世人へ往々清國官吏赤十字官衙ハ其及傷兵に対
して是も配慮せしむるべしと云ふも是同閣下は於て
ハ知らざるを明示せられたり。

才二 在天津外人(他國の他地方に於ては外人の
同感も代表せしむるに敢て過言せられり)ハ其
國人(士)對り左の確實ある証を以て即外人は清
國兵傷兵の高擧せしむるに感ずる表し且其傷者の
苦痛を減らし、其國民の如何を論ずるに能はず。又論
も可なり、故に天津赤十字社の主たる目的ハ及ぶべき
大負傷者を救助せしむるに在りしは是也。

才三 天津赤十字社ハ又此報告中に其主たる日本
軍司令官の書面中を以て、日本軍軍令官より
公然とした承認を得たり。即ち、当社の救助を
必要とし、其の旨ハ當社の存続の事業ハ保護せし
むるに在りし是也。

一十八百九十四年十二月五日
天津に於て

天津赤十字社
旅順口旅行

旅順口二日の連続せる我國の敗退後、其後
十一月廿四日天津に達せし時、又日清西軍中清軍
の死傷者數多致すの状あり、故に日中官衙
假令、各個程博愛的小負傷清兵を取扱ふべし
西軍の死傷者も充分あるに非ざるを以て、此ハ
一々之を悉く強ち不志すべし。此に於て、天
津赤十字社が力盡かせる「トントル」ビーシー
レー及び「ジー」デーハ李鴻章閣下が其を
即ち赤十字社の保護下を旅順口に派し送り、以て日本
野戦病院本部に負傷者の治療と補助を以て、而して
若し此を許可せらるる時、其負傷清兵若干名を天津に
輸送し、李閣下の設立せる病院并赤十字社の使用
せしむる他の病院に於て之を治療せんとするに
本総督ハ其意見を最も慈篤に賞賛せられ、此の
目的を為すに費用を以て派しを借入る(き)全權
を「デー」氏に委ねられり。然るに派しを得るに能
はざりしを以て、本総督ハ支那派船四隻を赤十
字社の使用に供せしむるに、十一月廿五日、申渡されり
り依て幹事の直ちに出發の準備を急ぎせり。
アーテグラ、スミス、ホイス、ヤンク、ウヰルテの諸医
士、兼ホムリン、ホストウ、井久、ライカム、及「デー」の諸氏
ハ自ら志願して、此一行に加はり、又英國陸軍將校ホ

ウニ及びキヤウエンツシの両大尉並ニセームス軍医官ハ
此旅行あるも少キ同行セんと之へり一行のものハ皆
其當該の領事より其旅行に關する目的を記し
るの証明書を得り、李總督ハ該社の書記テニ
氏ノ公文を送り汽船回南号を同氏の令下ニ屬せり
一行ハ必要なる薬剤及器具を携へ十一月廿六日
月曜日朝日の汽車に乗リ太沽に向ヘリテニ氏ハ
李總督より委任の符を以て進出せり、一行は加ふる
能ハざるも此れハ改道會社の熱心も特別汽車を
仕立て同氏を太沽に送り、以て旅行を以て進出せり、
りき、之も同氏も汽船、湖村十箇十合ハさう、而して夜
間旅順口に到着せり、安全あらむと思考せられ、
以て太沽より出発せり、ハ翌廿七日午後二時進出期セリ
回南号ハ十一月廿八日神威旅順口に到着せり、日中軍
艦二隻ハ港外に碇泊せり、近江艦及比叡艦即ち
回南号ハ赤十字旗及白旗を、前艦は招高島章旗
を中艦は支那國旗を、後艦は揚子、近接し左の信
号を掲げ、曰く余は進出せんとせん、此に於て
近江艦ハ回南号に投錨せんと信せり、其後同艦
海兵先頭官二名を回南号に派遣せり、依り此航
行の目的を該両將校に説明せり、古來爾官ハ回南
号の船長ロウエー及テニ、此に請求せり、俱に近江艦
に來り、以て、此兩氏の後艦に連、再び航行の目
的を説明し、検査を得ん、為り李總督の公文及領事の

説明書を該艦長に渡せり、船長は之を査閱し、比叡艦に便
せり、同艦の將校は、本艦の力に根據の後回南号ハ比叡艦
に位ハ大連港に往き、以て當時同艦に、此艦隊司令官に
此報を申出、之を運出せり、
此に於て、船長ロウエー及テニ、此に於て、此の許す、本艦の回
南号の船長に、回南号に歸り、而して投錨の命令、直
ち、本艦に、然るに不幸も連動機ハ若干の回轉の後
破損し、為り、細長より、本艦に、而して、此時
燈台燈強く吹、以て、錨を揚、本艦に、是れ
あり、比叡艦ハ回南号に投錨し、及、本艦
を始、回南号の進出せり、検査せり、為り、直ち
に、本艦に、此に、本艦に、何れ
日本人を、本艦に、得たり、以て、回南
号、今直ち進行せり、能く、信せり、故に
長ロウエー及テニ、此に、本艦に、
号の船長に、比叡艦の許す、此に、理由を説明し、
且、若し、本艦に、本艦に、
長に、本艦に、
此を、以て、比叡艦に、此に、
是風強く波高、以て、本艦に、
本艦に、
此に、
此に、

対しては、之れより多くの尽力を為し得ざりしに即彼等の
支那水兵を私に上り其温く衣被を去りて布を纏ひ
しを査査制を以てし

比原長長ハ上記三名を大連港に連行して之を拒み
し蓋日本海軍規則の許さざるが故に其れが彼れが
及び証明書を推し、之を艦隊司令官に呈し、同司令
官の答書に推し、之を約せし茲に於て該三名共
半ハ溺れし四名の支那人ハ比原長長に乘り、同南号に帰
せし、而して船長コラエーハ近江艦を往て日本艦隊司
令長官より命令を得、定日今の碇泊を止し、之を
余せし、依て同南号ハ廿八日(水曜日)及廿九日(木
曜日)も旅順口の碇泊を止し、其内閣より比原
艦ハ旅順口を帰本りし、別々同南号も運返せし、
之れ近江艦に伴ひ、再び同下を去り、同南号
船長ハ本朝日午後及び金曜日の朝碇泊し、信りせる
答を得、結り、之を而して、最早永く運返せし、
ハ、之れを以て、船長コラエーハ、余去らざる
得し、之れを信り、之を以て、船長コラエーハ、余去らざる
を、之れを以て、船長コラエーハ、余去らざる
を、之れを以て、船長コラエーハ、余去らざる

汽船同南号天津私三赤十字社復返下 余ハ
貴下等より負傷者々々天津に運ひ以て貴社に於て
治療せし、為り、其れが航行せし、之れを以て、
の心、之れを以て、其れが航行せし、之れを以て、

余の喋るを待たざるは、故に之を文戦國の一致に運
ひ、之れを以て、其れが航行せし、之れを以て、
の別々、治療せし、之れを以て、其れが航行せし、
皆野戦病院に在りて治療せし、之れを以て、
貴下等の二乗の汽船同南号ハ十一月三十日午後
六時迄旅順半島近海を離れ、之れを以て、
長官に運返せし、貴下等之を諒せし、
十八百九十四年十一月三十日

大日本帝國軍司令官

旅出員ハ此書面より一讀せし、故に水雷艦隊組將校
之れを以て、其れが航行せし、之れを以て、
旅順口病院の傷者用、之れを以て、其れが航行せし、
之れを以て、其れが航行せし、之れを以て、
諸君、故に、之れを以て、其れが航行せし、
同南号ハ同南号の間に合へり、之れを以て、
之れを以て、其れが航行せし、之れを以て、
日本軍艦及乗込將校の行為、之れを以て、
之れを以て、其れが航行せし、之れを以て、
之れを以て、其れが航行せし、之れを以て、
旅順口の航行を企てし、之れを以て、

さし、人支多分用へ、又日中地病院、負傷せ、終
又の支那兵及日本兵を治療せ、よ文分へ、思考せ
る、終を、さし、人支多分用へ、又日中地病院、負傷せ、終
又の支那兵及日本兵を治療せ、よ文分へ、思考せ
る、終を、さし、人支多分用へ、又日中地病院、負傷せ、終

赤十字社員一行八十二月一日天津より帰、而して名譽
勲章、聖日本総督閣下を、訪ひ、飛行の事項を、上
申せり、閣下、赤十字社員、負傷病兵を救助せん
と企て、さし、人支多分用へ、又日中地病院、負傷せ、終

勅令

陸防務条例ノ裁可ニ及ビ、之ヲ公布セシム

明治二十八年一月十五日
海軍大臣兼陸軍大臣 伯爵 西園寺公望

防務条例

第一条 本條例ハ陸海軍協同作戰ノ指揮及其
任務ヲ規定ス

第二章 首府及永久ノ目的ヲ以テ海岸ニ建設シタ
ル防禦地点ノ作戰ハ陸海軍協同ニシテ之ニ任シ、至テ陸
海軍ノ性質ニ因リ各自專任スヘキモノアリ、其區別概
テ左ノ如シ

甲 陸軍ノ擔任

其一 陸地防禦ニ勤務

其二 諸砲臺ノ勤務

其三 陸地防禦ニ勤務

其四 陸地防禦ニ勤務

其五 陸地防禦ニ勤務

其六 陸地防禦ニ勤務

其七 陸地防禦ニ勤務

其八 陸地防禦ニ勤務

其九 陸地防禦ニ勤務

其十 陸地防禦ニ勤務

其十一 陸地防禦ニ勤務

其十二 陸地防禦ニ勤務

其十三 陸地防禦ニ勤務

ルカニ依

総督幕僚中ハ海軍兵ヲ兼務セシテ諸計畫指

揮ニ遣ハシナカシム

横濱賀賀鎮守府司令長官ハ軍港ノ直接防衛ニ

関シ横濱賀賀軍團守備諸兵及海軍各部ヲ

統ヘ軍港防衛ニ関スル全般ヲ計畫指揮ス

鎮守府司令長官及軍港司令官ノ下ニ平時ヨリ

兼務一名ヲ交換兼務セシテ計畫ニ遣ハシム

其二 吳 佐世保 防衛

吳佐世保ノ防衛ハ鎮守府司令長官ヲシテ要塞

司令官及海軍各部ヲ統ヘ軍港防衛ニ関スル全般

ノ計畫指揮セシム

鎮守府司令長官ノ下ニ陸軍兵一名ヲ兼務セシ

テ計畫ニ遣ハシムナカシム

其三 紀淡鳴門壱豫下ノ海峽ノ

防衛

紀淡鳴門壱豫下ノ海峽防衛ハ要塞司令官ヲシテ

海上防衛司令官及守備諸兵ヲ統ヘシテ海峽防衛ニ関

スル全般ノ計畫指揮セシム

要塞司令官ノ兼務ニ海軍兵一名ヲ兼務セシテ計畫

ニ遣ハシムナカシム

其四 對馬防衛

對馬防衛ハ要塞備隊司令官及要塞司令官中

高級古參ノ者ヲシテ對馬防衛司令官ヲ兼任セシ

テ計畫指揮セシム

所屬部隊及他ノ司令官ヲ統ヘ防衛ニ関スル全般ノ

計畫指揮セシム

其四 條 以上諸防衛ニ任スル各府各司令官及

各隊各艦ノ作戰上ニ就テハ東京防衛總督鎮守

府司令官官軍軍司令官若ハ對馬防衛司令

官等ニ屬スト至テ人事經理衛生及兵器彈藥

其他物品ノ補給ニ関シテハ陸海軍各其關係官衙

ノ区處ヲ受クルニトス

附則

其五 條 本條例實施ノ期限ハ陸海軍大臣

告示ヲ以テ之ヲ定ム

後東京防衛總督部條例ノ款可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

其五 條 公布

明治二十八年一月十五日

陸軍大臣 伯爵 西郷從道

東京防衛總督部條例

其一 條 東京防衛總督部ハ之ヲ東京ニ置ク

其二 條 東京防衛總督ハ陸軍大(中)將ヲ以テ

之ニ補シ 天皇陛下ニ直隸シ東京防衛ニ任ス

其三 條 東京防衛總督ハ東京ノ衛戍勤務ヲ統

轄シ師團長ニ命ジテ之ヲ實行セシム

其四 條 東京防衛總督ハ軍政及人事ニ係ル

軍ニ就テハ陸軍大臣防衛計畫ニ係ル事ニ就テハ
參謀總長ヲ正長トスル
才五兼 參謀長ハ部務ヲ整理シ參謀及副官ハ
參謀長ノ監視ヲ受ケ各自擔任ノ事務ニ後シ
其責ニ任ス

附則

才六八示 本條例實施ノ期限ハ陸軍大臣告示
ヲ以テ之ヲ定ム

大校

ニ付テモ此ノ條例ニ依リテ之ノ上ノ階級ノ長シ

既ハ皇國ノ海軍ニシテ 我々國ノ海軍ハ
大國ノ如ク大艦ヲ 欲ク其力ヲ振ル
目々其力ハ大艦ニ 浪ヲ起シテハ
海洋軍ノ長トシテ 彼等ノ洋ノ艦隊ヲ
人々ノ如ク其力ニ 或ハ沈メ又ハ燒ク
我々我々我々我々 諸君ノ浪ノ消失セぬ
志勇奮進ノ如ク我々 我々我々我々我々
我々我々我々我々 彼等ノ如ク輝
功績を著して其方は 各艦隊ノ揚々
凱歌ハ四方ノ如ク 凱歌ハ四方ノ如ク

明治三十一年十月二十日謹寫

